

平成28年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成28年6月8日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議署名議員の指名

日程第2 第34号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第35号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について

第36号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第39号議案 工事の請負契約について（幸田小学校校舎増築工事）

第40号議案 財産の取得について（CD-1型消防ポンプ自動車）

第41号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

第42号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
企業立地監	志賀幸弘君	総務部次長兼 総務課長	都築幹浩君
住民こども部次長兼 こども課長	志賀光浩君	健康福祉部次長兼 福祉課長	山下明美君

健康福祉部次長兼 健康課長	薮田芳秀君	環境経済部次長兼 産業振興課長	鳥居栄一君
建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君
消防次長兼 消防署長	長坂好雄君	会計管理者兼 出納室長	林敏幸君
庶務課長	吉本智明君	予防防災課長	金澤惣一郎君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、報告をいたします。壁谷消防長は、体調不良のため、本日の会議を欠席する届け出がありました。

よって、予防防災課長、庶務課長が出席するので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から、発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は22名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、6番 志賀恒男君、7番 鈴木雅史君の御両名を指名いたします。



日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第34号議案から、第42号議案までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条、及び、第56条の規定により、一議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第34号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案書の説明資料によりますと、障害補償年金と障害厚生年金、休業補償と障害厚生年金のそれぞれの併給にかかわる調整率の変更というのですが、その具体的な内容は、言ってみれば、ここに表題にありますように、公務員、議員も含めて、公務員と民間の労災という関係で、こうした調整率を採用されているのかなど、そういう受けとめ方をするわけですが、その調整率というのは、具体的にどういう問題があるか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま、調整率の問いでございます。調整率につきましては、労災保険の例で御説明を申し上げますけれども、調整率というのは、説明会の折にも申し上げましたけれども、事業主負担の二重負担があるということで、労災保険の満額に対する障害厚生年金につきましては、厚生年金は2分の1を事業者が負担をし、2分の1は本人負担ということでございます。

その事業主負担の2分の1と労災保険につきましては、全額事業主負担ということがあります。

厚生年金の部分のその2分の1の事業主負担の部分が、二重に負担をしているということで、その厚生年金の2分の1相当額を労災保険、全国の労災保険補償額平均額の満額から、その2分の1、厚生年金の2分の1相当額を減額をし、その比率が今回の減額調整率、改正前が0.86でございますけれども、したがって、障害厚生年金の2分の1相当額が、1から0.86を控除した0.14相当額が、2分の1障害厚生年金の相当額という計算になります。

法律上は、その減額調整率以下という規定がございますので、今回の改正につきましては、厚生労働省が試算したところ、0.8748という結果が出て、実際の規定してございます減額調整率より結果が上回ったということで、今回の改正に至ったということでございます。

ちょっとわかりにくい説明ですが、以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 少なくとも労災と厚生年金、話としてはごちゃごちゃにされるような受けとめ方をするわけですが、労災は、もともと労働者の掛け金はないですね、全額事業主負担だと、厚生年金は折半をする、事業の状況によっては、厚生年金にかかわる労働者の負担がずっと少なくなっている、そういう事業所もありますが、一応、建前としては折半ですと、事業主とそこで働く労働者の負担は折半ですと、しかし、労災は、全額事業主負担ですよ、それを、今、あなたが説明されると、二重負担があるよ

と、二重負担があるよということは、労災で負担をしているよと、厚生年金で負担をしているよと、だから、事業主の二重負担だという、そういう組み立て方になるわけですが、そもそも制度が違うわけですね、制度が違う、制度が違うことによって、その制度を賄う原資の出し方も違うわけ。労災は、100%その原資を事業主が払う、厚生年金は半分半分で事業主と雇用されている労働者が払うという形の中で、こうした調整率を二重負担だよという形でいきますと、労働者はないですね、厚生年金はさっき申し上げたとおり、折半であると、労災は労働者の負担はないという形の中で、二重負担だよということを言われると、労災と厚生年金にかかわる事業主負担がという意味合いでしかとれないわけですね。

ですから、そういう点でいくと、傷病補償だと、それから、厚生年金の場合のこれを併給すると、下の関係も休業補償と障害厚生年金の併給だと、こういうところにかかわる調整率というのが、どういう形で具体的にあらわれるのか、事業主の負担だけの問題で、私はこれを理解するしかないわけなのですが、そういう理解でいいのか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 事業主の二重負担という部分も理由の一つにございますけれども、受給者の先ほど申し上げました0.8748、これについては、厚生労働省が、平成26年度の実績をもって試算した結果でございます。

その労働保健の例でいいますと、全国で55件のそういった併給の影響が出るということでございます。

支給額につきましては、300万円程度が支給増という国の労働省は試算をしております。

したがいまして、改正前、0.86という減額調整率でございます。実際のその労災保険補償額と厚生年金の額とで試算した結果が、0.8748ということで、少なくとも今まで受給していた対象者につきましては、その0.86と0.8748のコンマ0148の部分は、受給がされていない状況で現在まで至っているということでございます。

そういった面で、不利益が出てはいけないということで、今回、0.8748をクリアできる0.88の調整率以下という法律を改正をされたものでございます。

したがいまして、今まで少なくとも幸田町につきましては、過去、現在においても、該当者はいないということでございますけれども、少なくとも労災補償をいただいている該当者につきましては、この改正をすることによって、支給額というのはふえてくるのかなということでございます。

そういった、実際、受給者の不利益を解消するという部分もあるという認識であります。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでいきますと、結局、事業主の二重負担を解消しましょうと、こういう目的だ、あるいは、そういうのが趣旨だよといったときに、あなたの答弁の中で、これが解消される、あるいは、調整率を下げる、そのことによって受給者本人、つまりわかりやすくいえば労働者本人が、その受給対象者であるというふうに見ています。

その受給者の支給額がふえてくるという理屈が何で成り立つのかな。性質が違いますよね。事業主の二重負担がありますよと、労災保険と厚生年金、労災は100%事業主負担と、厚生年金に側については折半だよ、折半にかかわる負担の割合は、事業主の関係で調整をしますよということだというふうに私は受けて、厚生年金は双方が折半で負担をするから、この調整率をさらに折半をして、事業主分と労働者分が調整率の影響になってくるよというのが一つの問題、そして、あなたの言われたように、その結果、受給者、いわゆる労働者がこの対象として受ける補償額というものにも、増額として出てくるというのは、意味合いとして全然理屈として合わないというふうに思うわけです。この辺はどういうふうに。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 実際の労働保険の補償額と、障害厚生年金の補償額のまず計算上、0.8748ということで、厚生労働省が算定結果を出しているわけなのですが、これについては、先ほど、冒頭で申し上げました障害厚生年金2分の1を控除した額を労災保険として併給をするということでございます。

障害厚生年金については、満額を支給して、その0.14を控除した額を労災保険として支給しましょうという法律の規定でございます。

その0.86、今まで受給していた該当者が実際の労災保険と厚生年金の額から算定をいたしますと、0.8748という結果が出たということでございます。

したがって、実際には、その0.8748以下の額でいただいているべきところを、法律上、0.86で規定がございましたので、その差額の0.0148の部分というのは、いただいていたという実際の補償額から計算をいたしますと、その部分については、受給されていなかったということでございます。

今回の改正で0.88にすることによって、そのコマ02部分は、少なくとも労災保険の補償額としては、受給者はふえてくるのかなということで理解をしております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に、今、言われた労災の関係の調整率を掛けることによってということですが、それは、事業主負担にかかわる問題であって、結果的には、労災だけに限って言うなら、受給者は減額されるはずなんですよね。今、あなたの言われた内容からいくと。

ただ、労災の関係で受給をすると同時に併給と書いてありますように、厚生年金も合わせてもらっている、労災と厚生年金をもらっている受給者についてという形で、併給の場合という形になる。

そうしたときに、厚生年金は事業主と労働者が折半で払う、そこには影響はしませんよと、その調整率はしませんよと、しかし、労災にかかわる全額事業主負担の関係は調整率を掛けますよという点でいきますと、減額になるはずなのです。減額になるけれども、厚生年金も合わせて併給というのが前提ですから、それでやってくると、影響は及ばないなというふうな理解をするわけです。そういう理解なのか、それともあなたの言われているように、増額になりますよということなのかどうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 私の認識では、受給者はいただける額はふえるのかなということとであります。

0.86から0.88になります。労働保険の補償額の100に対して、今まで86%いただいていたものが、88%いただけるということとありますので、2%分は、ふえてくるという認識であります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑を終わりました。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案につきましては、いわゆる都市計画税条例の関係で、幸田町の場合は、幸田町全域56平方キロメートル全域が都市計画区域だと、だがしかし、この条例でいきますと、都市計画法でいうところの幸田町が56平方キロメートル全て都市計画区域であるけれども、都市計画税を課税をするのは、市街化区域ですと、こういう課税の仕方をしている。

しかし、この条例でいきますと、あるいは、法の関係もいきますと、問題はこういう全域都市計画区域あって、その区域については、全部、都市計画税を課税をしている団体、自治体を対象にした条例だなというような受けとめ方をするわけですが、この中でいうところの農地の中間管理事業の推進、これにかかわる法律で、対象農地の課税標準額を2分の1とする。さも軽減をするような内容ですけれども、実態としてはどうなのか、まず、そこら辺から説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回のこの都市計画税条例の改正でございますが、今回、対象となる農地につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項の規定により、農業振興地域の区域内が事業実施地域と定められておることとでございます。

言いかえれば、市街化区域がなくて、市街化調整区域の農地が対象農地となるということとございますので、都市計画税を課税している市街化区域については、対象外となるということとございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもすれ違っているようですが、要は、この法及び条例、幸田町がその法や条例の対象外です。

法の対象外ということはないけど、この条例に伴う中間農地の関係からいけば、幸田町は線引きがしてありますから関係ありませんよと、こういうことなのですが、私はそういうことを聞いているのではない。

線引きがしてある、ないにかかわらず、この法はどういうものを指しているのか、どういう形の中で、中間の対象農地と、この課税標準の関係を軽減するというような形で

すけれども、じゃあ、こういうところの対象農地というのは、どういう農地中間管理機構事業に関する法と、この法律でいうところの対象農地というのは、具体的には、どういうことを指すのかということの説明であります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 農業振興地域につきましては、市街化区域外にあるということでございますので、一般的には、都市計画税の対象外でございますが、地方税法の第702条第1項におきまして、市街化調整区域であっても都市計画税を課することができるという規定になっているということで、今回のこの都市計画税条例の規定ということになっておるというものでございます。

軽減できるのはということでございますが、本町においては、市街化調整区域で都市計画税の課税を行っていないということですので、軽減の対象にはならないというものではございますが、例えば、県内でいえば、豊川市の旧音羽町、こういったところでは、市街化調整区域内であっても下水道事業の認可区域には、都市計画税は課税しているというようなところもあるということですので、そういったところでは、2分の1軽減がかかるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの言われているところの関係からいくと矛盾があるのです。

幸田町は、この対象外ですよという形で言いながら、条例では2分の1軽減ですよと、じゃあ、2分の1軽減をされる条件というのは何ですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、この法律上の2分の1される条件につきましては、今回のこの改正につきましては、農地の担い手への集積を促進するという目的で法のほうが改正されているということで、所有する全ての農地を新たにまとめてその農地中間管理機構に10年以上の期間で貸付をした場合、3年間に限り固定資産税を2分の1に軽減するというものでございます。

ただ、今回、幸田町におきましては、都市計画税は、あくまでも市街化区域のみに課税しているということですので、該当になるものはないということでございますが、地方税法のほうの一部改正があったということでございますので、今回の改正につきましては、そういった条項が加えられるということで、改正をしておかないと、今後、条項にずれが生じてしまうという恐れがあったということで、本町の課税に現時点では影響はいたしません、条例の一部改正をお願いをしたというものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、幸田町に事例があるとかないとかいうことは、茶の木畑の話で、あなたも言われる本則の法が変わってきたから、それに伴って、幸田町の条例も変えておかないと、万一のときには困りますよと、こういう説明ですよ。

そうしたときには、じゃあ、この中間管理機構が、あなたもちょこっと言われたかなというふうに私は受けとめ方をするわけですが、結局、市街化調整区域にある農地の集約化を図るために設けられた。中間管理機構がそういうものに対して、どういうペナル

ティーをかけながら、あめとムチですよ。あめとムチで、今、言われたのは、あめは10年間に限って3分の1、いわゆる3年間、2分の1軽減しますよと、こういうことですが、それはあめの部分、ムチの部分は何か。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 言われるように、軽減する部分というのは、今、いったその3年間、固定資産税を2分の1とするというものが、軽減の部分になります。逆に、遊休農地の解消、これのために、農地法の第36条第1項の規定に基づき、農業委員会が農地所有者に対し農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の有休農地につきましては、協議勧告が行われている場合は課税が強化されるということで、評価額が1.8倍になるということが逆の面ではあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、それがムチだよと、こういうことですが、税法上、勧告に応じなかったらペナルティーがかけられる、課税強化がされるという仕組みは、この関係以外にありますか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 逆にペナルティーがかけられるというものと、例えば、ペナルティーでいいますと、ちょっと今思いつきません。済みません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 無理にないもの探しをしなくてもいいわけ。

ない中で、今回、あなたの言われたように、市街化調整区域内にある有休農地で、農業委員会による農地中間管理機構と協議をして売り払えよと、あるいは、かしてやれよという勧告をする。しかし、その勧告に応じなかったら、応じなかったら課税強化のペナルティーとして1.8倍の課税強化をしますよ、こういう内容ですよ。それがムチだと。

ですから、固定資産税におけるこういうペナルティーがあるのか、ないのかということなのです。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、ちょっとそのペナルティーについて思いつくものがございませんので、申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ないもの探しを一生懸命やってもないものはないという形の中で、要は、私が申し上げたいのは、遊休農地への課税の強化、なぜ、遊休農地になったのか、その大もとを見ずにして、ああそこは草ぼうぼうの遊休農地だから、農地の中間管理機構にかしてやれと、中間管理機構は農地をまとめてそこが企業が、あるいは、法人がその農地を賃貸借で10年間かりてやるよと、そこに応じたのは、3年間は2分の1軽減しましょうよと、こういうあめとムチと、今の農政の欠陥を税法に求めて勧告に応じた農地の所有者には、1.8倍の課税強化をかけると、勧告に応じて、10年間の賃貸借でその農地を貸したら3年間2分の1軽減しましょうよと、まさにあめとムチということを前面に出しながら、なぜ、遊休農地が生まれたのか、農政あって農政なし

の今の自民党政治の吹きだまりでしょ、吹きだまりを吹きだまりでないような形の中でことをする、塗りかえてしまいますけれども、そうじゃないでしょと、あなたの言われたように、まず、片一方では俺の言うことを聞けよと、聞かなかつたら1.8倍のペナルティーをかけるよと、その大もとの、じゃあ、なぜいうことを聞かないか、遊休農地をたくさん持っている。じゃあ、なぜ、遊休農地が生まれたのかといったら、農政なき農政の自民党政治がここに吹きだまりとしてあらわれているよと、そうしたときに、中間農地の中間管理機構が、農地をまとめて法人等に貸し付けてしまうよと、これは農業の大もとを崩していく内容ですよ。

ですから、幸田町にその対象があるとか、ないとかいう次元の問題ではなしに、あなた自身もないけれども、本法が変わったから我が町の条例も変えておかないと、後々に困りますよということなのですよ。それだけの問題があるという点からいったら、私は、やっぱり、この問題はきちんとおさえていくべきだろうと、あるとか、ないとか、ないもの探しではなくて、これは、後々というよりも、総務教育委員会のほうに付託をされる案件であります。さらに内容をつめていきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回のこの改正でございますが、今までもいろいろな手段を使って遊休農地の解消、そういったものを行ってきたということでございますが、なかなか解消ができないという実態もあるということで、何とかその解消を図りたいということで、こういったペナルティーを今回設けられたと。

また、あめと言われます2分の1軽減、こういったことでさらなる集積を図って、有効活用を図っていくということを目的に、今回は、改正をされておるといふふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは、先ほどの34号議案と、若干、よく似てはおります。

しかし、34号議案は、2点についてということでありましたけれども、この36号議案につきましては、3点あります。3点に入る前に、この中にあります特殊勤務に従事という形が前提として組み込まれております。

この特殊勤務とは、具体的には何を指すのか、答弁をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（吉本智明君） 特殊勤務でございますけれども、まず、ここでいうところの特殊公務災害というような意味合いで、その中の特殊公務というものが存在していると理解しております。

特殊公務災害というものの基本的な考え方というのが、昭和47年に設けられました制度でございまして、浅間山荘事件を契機に警察官が殉職した等のそういったことによるところのみずからの生命、身体の危険を顧みず行う公務というところにおける災害

というものでございます。

したがいまして、特殊公務というものにつきまして、本条例の18条の2にうたってございますが、消防団員がその生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧、または、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、もしくは、火災、爆発、それらに類する異常な事態の発生時における人命の救助、その他の被害の防御に従事することとされております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう特殊公務だという形の中で、改正の概要の中で、1、2、3というふうにあります。

それは、特殊公務に従事する場合を除いたという形であります。1番目は、除いたということは、あなたの言われている内容は、別に補償の対象ですよという受けとめ方をするわけですよ。除いたと、除いて傷病厚生年金と障害厚生年金の併給にかかわる調整率はこうですよという形になるけれども、その前提として、特殊公務に従事する場合を除いたという形で除いた、これは、通常の特例以外のその対象ですよと、2番目が、特殊公務に従事する場合に限ったと、こっちでは限ると、3番目が休業補償と厚生年金の併給にかかわる調整、これは、先ほどの34号議案を内容的にはよく似ているなというふうに私は理解するわけですが、片一方、1番目では、従事する場合を除き、2番目は、従事する場合に限ったというする形の中で、限定をするという点での線引きは、どういう形の中で生まれてくるのか、あるいは、受給者本人にとって、どういう形で影響が生まれてくるのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（吉本智明君） 従事する場合を除くと限ったという違いでございますけれども、まず、その特殊公務と一般の公務、その場合におけるの違いについてでございます。

まず、先ほど述べましたように、特殊公務というものが昭和47年にその考え方が規定されたという中で、特に、その生命、身体に対する高度の危険が予想される状況下において、みずからの危険を顧みることなく職務を遂行し、負傷をし、または、死亡するに至ったものに対し、特別な配慮をもって一般の公務災害補償に加算してより厚く補償しようとする考え方が、特殊公務災害にございます。

そうしたところで、併給率の調整率について、その部分が従事する場合と、そのそれ以外の一般公務との場合との調整率をわけているというところで理解をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この条例の表題は、いわゆる非常勤消防団員ですよ。常勤ではないですよ、常勤だったら公務災害という形でストレートにいくだろうなというふうに思うわけですが、これは、非常勤の消防団員にかかわる補償の内容ですよという形の中で、今、あなたの言われたように除いた場合と限った場合という形の中で、じゃあ、これによる影響というのは、何なのかと、補償年金やあるいは障害者年金にかかわる併給の調整、これは、実際の受給者にかかわる問題ではなくて、それを支給をする側の調整率の負担の問題だろうというふうには受けとめるわけですが、そのことによって、34

号議案は、そのことによって受給者に若干のメリットがあるだろうと、補償額がふえるであろうと、こういう見方もされている。

そうしたときに、今回、この条例の中で、非常勤消防団員にかかわる問題についての調整率が、具体的には、補償額としてどういう形であらわれてくるのか、説明をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（吉本智明君） まず、除く場合、要するに、一般の公務であります。

一般の公務における障害厚生年金等を、現状の条例の中において0.86であったものが、0.88と2%上がっているということで、先ほどの34号議案と同じ理屈でメリットがあると考えております。

また、公務する特殊公務に限った場合という部分につきましても、0.91であったものが、0.92へと上がるということで、同じく受給者に対してのメリットはあったと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 企画部長の答弁もそうですし、あなたも、メリットがあるというのは、事業主、いわゆる掛け金を負担する側についてのメリットはあるけれども、受給者にかかわっては、もう少しわかりやすく言えば、調整率があるよと、その調整率は、こういうふうにダブっている面があると、厚生年金と障害者年金、ダブった分を、そういうふうにちょろっと調整して、いわゆる二重負担を軽減しましょうよ、こういう内容ですよね。

その関係と、実際の受給者にかかわるメリットだと、補償額、受給額がふえるということとは、相入れないとは申しませんが、どういう形でそんなメリットが生まれてくるのか。

調整率を、お互いの持ち分比例は変えましょうよという前提であるならば、受給額そのものにどういう形で影響してくるのか、0.2だということを言われたけれども、それは、支払う側のほうに問題はあったとしても、受給する側の中にプラスの要因として生まれてくるということにはならないわけじゃないか、いかがですか。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（吉本智明君） 確かに、障害厚生年金と通常の厚生年金、併給の場合について、調整率というものが存在するということでございまして、双方が100、100もらえれば、受給する側にとっては、そんないいことはないと思いますけれども、先ほど、企画部長の申しましたような理由でございまして、事業主負担の二重部分が存在するという部分において、調整率というものがあると理解しております。

その部分において、調整されておるわけですが、今回の改正により、その調整率についての率が0.1%なり、0.2%上がるという部分では、受給者に対してはメリットがあると理解をしております。

現在、私どもの消防団員については、受給者はいませんが、仮にあったとすれば、従来のものよりも、受給額についてはふえるという理解をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第37号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この37号議案におきましては、マイナンバー制度による利用拡大についてであります。

ことしの1月から、マイナンバー制度が始まりましたけれども、それぞれ今までは手続、あるいは、カードの発行ということで限られていたものを、これによってマイナンバーカードの利用拡大を図るというものであります。そこでお聞きするわけでありませうけれども、今回の条例改正におきましては、いわゆる役所側の利用についての利用拡大ということと、手続を簡素化をするというようなものが盛り込まれているわけでありませう。

そこで、お聞きをするわけでありませうが、この独自利用ということが、職権でやられるということでありませうけれども、この独自利用につきましては、町民の同意がなくても利用できるのかというものでございませうが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 独自利用ということで、制度の御質問でございませうので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、独自利用というのは、マイナンバー制度の法律、番号法と申し上げますけれども、番号法の9条第1項で、法定利用事務、これは、法律で定められた事務でございませう。

それから、9条の第2項で、独自利用事務という規定がございませう。この独自利用義務というのは、条例で定めなさいということとございませう。

したがいまして、各公共団体の条例でその事務を定めない限り、個人番号の利用というのとはできないという決まりでございませう。

今回、この9つの事務を追加をさせていただくわけでありませうけれども、町民本人の同意がなくても、利用できるのかという部分につきましては、基本的には、そういった事務を個人番号を使って行うには、まず、条例で制定を規定をする必要があるということとございませう。

本人の同意というのは、例えば、申請時に個人番号の記入を拒んだ場合、私は、個人番号は提供しませんというような意思表示があれば、それはそれで町民としては法律上問題はなく拒否はできます。

ただ、そういった場合には、住民の方には、先ほど、事務の簡素化という部分もありますけれども、町民の負担軽減というメリットという部分は受けられなくなるということとございませう。

したがいまして、個人番号を必要な限度において利用する場合には、住民票だとか所得証明、そういったものは、町民の皆さんに用意をしていただく必要がなくなります。

ただ、そういった個人情報の提供を拒んだ場合には、そういった必要書類は住民の方に用意をしていただくという住民の負担というものが発生してまいります。

ということで、住民の同意がなければ自由に利用できるのかということ、そういうことではございません。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、住民の同意がなくても、自治体が勝手にその住民の個人情報を集積をしながら、そして、負担軽減という名のもとに使いまわしをするというような内容にしか受け取れないわけでございますけれども、例えば、同意がなかった場合は、どのように拒否をすることができるのかということでもあります。

例えば、この条例改正については、事務の簡素化というように、手続の簡素化という名のもとに、9事業については、実際、住民が利用しようとするときには、簡略的にやれるよというようなメリットだけがうたわれているわけでございますけれども、しかしながら、例えば、今回大きな問題となりましたマイナンバーカード発行時におけるカードが発行できないなどのいろんな日常業務に当たってのストップ、あるいは、トラブル等が発生をする中で、果たして、こういう手続の簡素化の名のもとにできるのかという懸念もあるわけですが、その点については、どうなのかということでもあります。

また、拒否できる。こういうことをきちんとやっぱり住民にも知らせていく必要があるというふうに思うわけですが、やはり、個人番号というのは、これは、外に出はならないというものでありまして、さらに、今度は、情報が蓄積されればされるほど、逆に、芋づる式に流出をしてしまうというようなことでございますので、そうした点で、拒否についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 拒否の質問に対しましては、当然ながら、拒否ができるということは説明責任で、町民の方に説明をした上で、それでも拒否をされるという場合には、それは受けとめてそういった手続の簡素化ができないということにはなるのですけれども、基本的には、まず説明第一で住民の方に納得をいただいた上で、お願いをしていくということでございます。

それから、先ほど、情報の漏えいというお話がございました。これにつきましては、今回、平成27年度の補正予算でもお願いをいたしましたシステムの強靱化ということで、現在、基幹系と情報系の2つのシステム形態を、今回、情報系をインターネットとLGWAN回線、LGWANというのは、ローカルガバネットワイドエリアネットワークという、LGWANということなのです。これは、総合行政ネットワークという意味でございますけれども、その回線とインターネット回線を分断させる。外からのサイバー攻撃等を防御するためにその回線は分断をするということで、セキュリティを強化しようということで、今、電算のほうで取り組んでいるところでございます。

当然、立場上、そういった情報の漏えいというのは、必ず個人の情報を守っていかなければならないという行政は立場でございます。そういった部分、少しでもそういった漏えいがないように、システム強化を図っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、独自利用事務につきましては、あくまでもそういった情報の漏えいという部分でいきますと、内部連携、役場内のそういったデータのやりとりということござ

いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろ言われるわけでありますが、このマイナンバー制度が導入をされるときには、役場のシステムにつきましては、これは、絶対漏れることはないよということを言われました。

ところが、いろんなトラブルが起きた、そんな中で、さらにシステム強化をしたいというようなことであつたわけであります。

また、幸田町の場合ですと、そうした独自回線を使っているよという説明も受けてまいりました。

ところが、前回の中では、独自回線ではなくて、また、さらに2つにわけて情報の漏えいを防ぐというこういう強靱化対策をとるよというようなことも言われながら、その都度、その都度の答弁が変わってくるわけであります。

マイナンバー制度に当たっては、とにかく情報の漏えいは絶対にないと、そういうことを言いながら、国においても、これはいろんなトラブルが発生し、例えば、カードを申請をした場合には、何日も待たなければならない、日にちがかかってしまう、これは、役場内部でも住民課のほうでもそのように言われているわけですし、住民もその日には手続ができないというような、そういうことも出てきているわけであります。

そういうようなトラブルが、全国各地でも発生をし、さらに、情報の漏えいというものも懸念をされているということがいろいろ明らかになってきている中で、さらに、今回、利用を拡大をするということであります。

そうした点で、これがますます情報が蓄積をされる、それが、役場内で勝手に蓄積をされるということからすれば、幾ら手続の簡素化といっても、住民側にとってはこれは不安でたまらないということにはなりはしませんか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 利用拡大というお話、トラブルにつきましては、確かに、議員の言われるとおり、カードの発行で障害が出たり、それから、年金機構の情報漏えいというような問題も発生してございます。

今回、平成27年12月に総務省大臣通知で、そういったシステムの強靱化を図りなさいということで通知が出てございます。その通知の内容としては、先ほど、私が申し上げましたとおり、三層構造にしろということであります。基幹系の部分と内部システムの部分と、それから、総合行政間のネットワーク、それから、インターネットの回線、この3つを三層にわけなさいという通知を受け、今回の改修に至ったものでございます。

一層の情報漏えいを防止するという対策ということで御理解をいただきたいと思います。

それから、内部連携の部分につきましては、勝手に拡大という表現をされたわけですが、内部につきましては、今までもシステム上は住民コードという一つのコードを利用して、もろもろの手続をやっておりました。

今回、その住民コードというのは、幸田町独自の番号ということでございます。個人番号というのは、全国共通の唯一の個人の番号ということで、自治体管理連携が図れるように設けるものでございまして、内部処理につきましては、今までと同様、個人コードと同様に個人番号もそのように事務の効率化という部分で利用はしてまいりたいと思っております。

したがいまして、それをむやみに拡大とするとか、そういった認識は全くございまして、要は、事務の効率化という部分で有効に必要な限度で利用をしていきたいと思っておりますのでよろしく御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住民の意思表示があれば、拒否できるということを言われました。

拒否をした人については、これは、住民の負担がふえるよということですが、なおかつ、この拒否をしながら、マイナンバー制度にやはり廃止を求める人たちもいるわけですが、そうした点で、説明責任が伴うよということであったわけですが、この条例は、説明責任とかそういうことは書いてないわけですね。

これは、事務の簡素化、それから、独自利用を制定する条例だということですので、そうした住民に対しての説明責任というのは、ここにはうたっていない、それは、どういうふうに住民に説明責任をしていくのかと、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 確かに、今回、改正をお願いいたします条例については、そういった説明責任というのは、全くうたってございません。

済みません、勉強不足で大変申しわけないですが、これについては、地方公共団体の責務ということで番号法、法律のほうで、それは、うたってあったかという、私のうっすらとした記憶であります、この条例にはそういうことはうたってございません、利用に関することしかうたってございませんので、番号法の第5条には、地方公共団体、違ったことを申し上げてもいけないので、ちょっと法律にはうたってあるとは思いますが、確かにこの条例ではそういった部分は規定はしてございません。申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、利用事務の範囲ということで、9項目にわたっております。

子ども課1件、それから、福祉課が5件、健康課が3件という中で、このようにこの住民の利用について、独自利用でこの町内の連携で事務の簡素化というものが位置づけられるわけでございます。

さらに、今度は、国のほうは何をやってくるかといいますと、これは、マイナンバーが3カ月たって、またさらに国のほうが何をやりたいかということも、次々と法改正を行いながら、利用拡大を図るわけですが、その中で、とても恐ろしいなというのが、今度は買い物ポイント、子育てに活用していくよということですね。

今までも銀行等においても個人の収入等も把握ができるというような、こういう事業

所向けの拡大もございます。そうした点で、さらにこういうものを進めていけばいくほど、この利用が拡大することによって情報が蓄積をされ、さらにこれを目的外の不正使用というものが懸念される恐れがあると思うわけでありますけれども、その点について、三層によるシステムの強靱化で大丈夫だと、果たして言い切れるのかということでございますけれども、この点については、いかがなのか、そのセキュリティの強化というのはどのように考えられているかお尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 三層構造による強靱化ということでございます。

いろんなサイバー攻撃、大変、頭のいい方がおみえで、いろんな措置をしても、それを破っていこうという攻撃はあろうかと思えます。

しかしながら、行政という町民の皆さんの情報を預かる立場としては、何も措置をせずにという部分では、何らかの形で防御をしていかなければならないということでございます。

今後、今まで年金の漏えい問題とか、いろいろシステム上問題がないというもののそういう問題が実際には起きてございます。

そういった部分で、今後もいろいろ国のほうから、そういったシステムの強靱化について、また、通知が恐らくいろんな事案を捉えて、国のほうからも通知があるとは思いますが、現在、三層することによって、インターネットから入り込んでくる道を閉ざしましょうという対策をとるということでもあります。

要は、インターネットの高速道路をつくりましょうということでもあります。

ということで、それが完璧なのかと言われますと、完璧ですと断言はできない状況ではございますけれども、最大限、その対策に行政としては努めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど、いろいろ買い物ポイントだとか、そういったものを個人カードに保険証がわりにするとか、いろんなお話がございます。

私個人の意見としては、それはすごく怖いことかなというふうに思います。そのカードを落とすことによって、全ての情報が紛失するということでございますので、そういった部分については、かなり慎重に検討をしていく必要があるという認識でございます。以上であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住基ネット導入のときにも、いろんな個人情報の漏えいというようなことで、その4情報のみの住基ネットであるというようなことで言われたわけでありまして、それが、今は御破算になった。全て住基ネットにも相当数予算をつぎ込みながら整備をしてきた。ところが、これは全てペアにしてしまっていて、新たに今度は12桁の個人番号が導入をされ、莫大な金額が使われてきているわけあります。

その個人番号に、情報を次々と蓄積をしていく、これは、住基ネットよりもさらに怖いというふうに思うわけでありまして。住基ネットでも、今までにも問題になりました。

例えば、職員の不正使用、こういう中で悪用がされてきた経過も報道もされながらきているわけでありまして。

じゃあ、幸田町にあってこのマイナンバーを管理をする職員は限定されるわけであり
ます。そうした点で、こうした、例えば、これを扱う役場内部の不正利用、こういうの
が絶対にあってはならない、この点については、どのように強化をしていくのか、この
点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 役場内の職員のシステムの取り扱いということであります。

幸田町につきましては、二要素の認証を導入してございます。1つは、パスワード、
職員それぞれのパスワード、それから、もう一つは、指紋認証でございます。生体認証
で指紋をそれぞれ職員が登録をしてございます。その指紋とパスワードによって、その
操作をした職員が操作の経歴とシステム上で検索はできるようになってございます。

そういった部分で、2つの要素で認証をしております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、いろんなそういうサイバー攻撃や、あ
るいは、ハッカー等に対しての防御を行っていても、先ほど、部長が言われましたよう
に、このいろんな措置をしても破っていくことがあるというような懸念があるというよ
うなことが言われたように、これに対して情報を蓄積すればするほど、これは、うまみ
のあるものでありますので、そうした点で、不正利用というものが懸念をされるという
ことを指摘し終わります。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 不正利用、できるだけ、行政としてそれは防御していきたいと
思っております。

それから、職員の不正利用につきましても、昨年、平成27年12月に幸田町情報セ
キュリティポリシーというのを策定をさせていただきました。

本年度、そのセキュリティポリシーの実施手順書というのを策定する予定でございま
すけれども、そういったセキュリティポリシーを職員、再任用職員、非常勤職員、徹底
をいたしまして、そういった不正利用のないように研修等を行ってまいりたいと思いま
すのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時17分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 独自利用事務を今回追加ということですが、その理由と、そ
れから、町民の負担軽減についての具体的な内容についてお尋ねをします。

最初に、この条例の改正については、まだ、前回、条例制定をして1年もたっていないというときに追加をするということですが、この追加した理由、前回に入れずに今回に入れるというその辺の経過の説明。

それから、2つ目に町民の負担軽減という記載がございますが、法定項目についてやむを得ないのですが、独自利用事務については、もちろん役場内の事務軽減効率化というのは、十分わかるわけであります。

果たして、町民に対してどういうメリットがあるのかということでもあります。

従来、住民コードを使ってやっていたというのであれば、それよりも今回のほうがさらに一段レベルアップして町民にもいいよというような個別的、具体的説明があればわかりやすいと考えます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） まず、1点目の制定から1年未満で独自利用事務の追加の理由ということでございます。

本条例につきましては、昨年、第3回定例会、9月定例会において、制定議案としてお願いをさせていただいたものでございます。

施行については、平成28年1月1日施行ということでございますけれども、制定、検討段階では、国からの十分な情報が示されておらず、町独自事務で個人番号の利用により、住民への利便性の向上や、行政の効率化につながる事務のうち、対象者数等、多い事務を8つ制定条例の中で独自利用事務として規定をさせていただきました。

この8つの事務につきましては、国の機関でございます、特定個人情報保護委員会に事前に照会をし、おおむね問題なしという回答を得て、制定では8つの事務の規定をさせていただいたという経緯でございます。

その中で、今後、国から情報が示された段階で、独自利用事務について、一部改正をお願いし、追加をしていく旨の答弁をさせていただいているかと思います。

今回の改正につきましては、制定当時では、グレーな部分があった事務、そういった部分につきましては、国のほうから情報提供によりまして、他市町村にも類似事務があるということで、今回、独自利用事務に当てはまるということで、9つの事務を追加規定をさせていただくものでございます。

この独自利用事務につきましては、先ほども申しましたとおり、条例に規定をしない限りは、そういった個人番号を必要な限度で利用することができませんので、今回、一部改正で追加をお願いするということに至ったものでございます。

それから、町民の負担軽減の内容でございますけれども、これについては、負担軽減という部分でいきますと、今までは、住民票だとか、所得証明、そういったものを住民の方々に添付書類として御用意をさせていただいておったものが、要は、個人番号の必要な限度で利用することによって、そういった住民の負担がなくなる。

また、公用で対応している場合も、一部、そういった独自事務の中にもあるようでございますけれども、住民の方に住民票なり、もろもろの証明書を手数料を負担していただいて御用意をさせていただいたものが、この独自利用によりまして、そういった住民の

方の経済的負担も軽減できるという認識でございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今回の追加の項目の中に、住民票、所得証明というものを添付する事務があるのでしょうか。

それから、手数料が軽減となると、例えば、この事務については手数料が安くなりますよと、そんなような事例を把握してみえたらお願いをします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 個々の事務のことでありますので、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、子ども課所管の今回の事務につきましては、遺児家庭扶助費の支給に関する事務というものを追加させていただきます。

ここでは、特に、所得証明というものは、この事務については、所得を確認するという行為がございませんけれども、例えば、遺児家庭、いわゆるひとり親家庭の方に扶助費ということで、町が独自に月3,500円を支給している。この関係の申請があった場合、例えば、子どもが何らかの理由でおじいちゃん、おばあちゃんのところに住所があるよという場合のひとり親の方が、扶助費の申請をした場合に、今までは住民票、そこのおじいちゃん、おばあちゃんの世帯の住民票を添付していただいていたものが、今回のこの独自利用事務条例を制定することによりまして、そうした申請に住民票の添付が不要になると、そんなことが一例としてあります。私のほうからは、以上です。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康福祉部の関係で、今回、提案させていただいた中に、幾つかの要綱等が入っております。

今回、提案させていただいたほとんどでございますけれども、所得要件というのですか、市町村民税非課税世帯というような条件が加わっておるものが大半でございます。

その場合に、資格要件として、市町村非課税世帯等が対象となるということで、所得の確認が必要な場合、それから、そのことによって、支給の内容が変わるというようなものが含まれております。

一般でありますと、通常の場合ですと、内部連携という形で所得の状況等は確認をできるわけですが、仮に転入されたような方の場合については、所得状況が、本町の情報が無いわけでありまして、その場合、今までは公用として相手市町村に問い合わせるというような事務を行っておりましたが、個人情報関係の法令が制定された関係で、相手とのやりとりが、基本的には個人番号をもってやりとりをすることになりますので、その点で、やはり、この条例につけておかなければいけないという形になります。

その場合、先ほど言った記入を拒否されたような方につきましては、御本人で今までの在住の住所にいていただいて、所得証明なり、住民情報をとってきていただくというようなことが発生しますので、そういう点では、住民の負担が軽減されるというふうに理解しているところでございます。

紙おむつの関係、在宅介護手当の関係、障害者住宅改修の関係、それから、介護保険

者の利用負担の軽減については、所得の非課税世帯というのが条件に入っております。

それから、小児慢性疾患の関心の日常については、負担の階層を所得で決めておりますので所得が必要になってまいります。

健康課の関係でいきますと、不妊治療の関係で、これは、直接、御本人には関係ございませんけれども、県の制度の補助を受ける関係で一定の所得が関係しておりますので、事務的にこれは把握させていただくことでございます。

健康増進法は、人間ドック等の検診の場合の非課税世帯の減免というのがございますので、それが該当になってまいりますし、予防接種法の関係につきましますと、市町村民税非課税の世帯の方の自己負担の免除、これは、高齢者肺炎球菌になりますけれども、それから、過去の接種記録が5年以内の場合は、定期接種はできませんので、その過去の履歴の照会の場合に、転入の方たちについては、前住地に確認をする必要があるというような形で、今回、挙げさせていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これには、2つの私が問題が、今、答弁を聞いていてあるわけですが、例えば、議案関係資料の13ページに、その概要が載っておりますが、そうしたときに、1つは、改正の概要の中で別表第1の関係だといっているわけですが、ここでの独自の利用、そして、（2）庁内連携という形でいきました。

先ほどの答弁を聞いておりますと、結局、この独自の利用の範疇には、町外というよりもほかの自治体との連携という形の中で、情報交換なり、情報が利用できるよと、こういうような受けとめ方もできるわけですが、そういう内容に理解が及ぶかなと、答弁はそういうふうにしかならず私には受けとめられないわけですが、そういう理解でよろしいかどうかというのがまず1点。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま、行政間連携というお話がございました。

この前、自治体間の連携につきましては、独自の利用の中の一つにはなるわけですが、まずけれども、実際の運用としては、平成29年7月から自治体連携をするということであります。

それに伴いまして、先ほど申し上げたように、ネットワークシステムの改修を、今、取り組んでいるところということでございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは、平成29年7月からですよということですが、この概要の中でもありますように、独自の利用事務を追加をするということですよ。追加することとは、既にその準備をおさおさお断りなく進めて、来年7月には、よーいどんとすつとできるよと、こういう意味合いの準備をするというように受けとめられる面もあるわけですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 先ほど来、申し上げますとおり、条例に規定をしない限り、その事務は行政として個人番号を必要な限度で利用はできないということでございますので、そういった部分が一つと、将来に向かっての行政間連携、そういった部分も一つございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ということは、結局、ここに絡めてあるけれども、独自利用という範疇は、我がまちがほかの市町との連携を含めて、私のところの必要な事務は、全部個人番号を使って利用できると、こういう意味合いでよろしいですね。

それは、使うに当たって、条例で定めないといけないよと、条例で定めれば、後はフリーパスということになるわけですが、そういう理解でいいかどうかと。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今回の独自利用事務に条例に9つ追加をさせていただくことになりますけど、これにつきましては、先ほど、ちょっと申し上げたように、一つは、庁内での連携を図ることによって、庁内の事務のスピーディ化と、それと、一つは、町民の負担軽減、そして、もう一つは、これは、また、これからになりますけれども、他の自治体間同士の連携を図ることによって、所得証明とか住民票の添付、そうしたのもも不要になると、こういう2つのものがあるというふうになろうかというふうに思います。

いずれにいたしましても、冒頭、他の議員の答弁にもありましたように、今回、条例に規定して、それぞれ今度、細かい事務につきましては、要綱の中で取り扱いを決めております。

その要綱改正、規則改正、そんなものも当然必要になってきてまして、その中で申請書の様式、例えば、例といたしまして申請書にマイナンバーを記載していただくようなそういう変更手続も当然必要になります。

そして、窓口でマイナンバーを記入していただく、それによって初めて利用ができるということになりますので、マイナンバーの必要性、当然、職員は説明しながら記入をしていただくわけですが、どうしても私は、記入したくないという方については、記入をしていただかない、そのかわり、そういう方が一の庁内連携、またはそういうものが図られないことによって負担も生じる場合もあるということです、そういうような内容でございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私が申し上げたとおり、この条例には二通りの使い道がありますよと、一つは、あそこの第1表の中には、8番から15番まで、ずるずると書いてある。これは、第1条の別表で独自利用する範疇の事務ですよと、こういうことですよ。

そういう事務を受けて、じゃあ、別表の第2表関係は、庁内連携ですよ。庁内連携というのは、議案書の関係からいけば、十幾つか、こういう内容でいきます。つまり、多義にわたりますよと。

1つは、ほかの自治体との連携で相互利用ができますよと、相互利用ですよ。幸田町だけ、おい、おまえのところ使わせてくれと言っても、頭張り倒されて大須賀町長のもとでは何ともならないと、こういうことですから、そういう点からいけば、相互にこういう関係が相手の自治体の条例の中で定めれば、使えますよと、つまり、ほかの自治体との連携というのか、平等条約ではないので、連携というのは、お互いに利便性を図って事務の効率化だという名前のもとで、お互いに個人情報、個人番号は全部使いまわしができますよという、自治体間の連携の問題。

第2表は、庁内事務の簡素化だ、住民負担の軽減だといって半分おどすような形の中で、これをやらなかったら利用者に多大な負担がかかりますよ、場合によっては費用負担もがかかりますよという形の中で、正当化をして9項目の事務を、今度は、庁舎内の中で使いまわしができるように自由化しようということですよ。

当初、個人番号が制定されたときには、厳格な扱いをして、個人番号を使いまわしをしたり、外部に漏らすようなことはいたしませんとやってきたはずですよ。

以上、できたら、あれも必要、これも必要とさりげなく広げてきている。その第一弾といっちはいけないけれども、もう第2弾、第3弾も用意されているという点からいくと、まさに使いまわし自由化をするためのこの条例の規定だというふうにしかな受けとめられないわけですが、あなた方はそれをやると、事務の簡素化だ、住民の負担軽減だと、こういう大義名分が成り立つけれども、成り立たなくても成り立たせてしまうわけだ、そういう中で、大もとを見えなくする、大もとは何だと、個人情報が漏らされていく、情報がたくさんのところで共有化をされればされるほど、漏れていく可能性は幾らでもあるわけです。

指紋による照合だ、暗証だという形にやっても、それは情報を引き出すための問題であって、それをどう活用するかということは、次元の違う話なのです。さもそれでセキュリティは万全なりというような発想でやられると、こういうのが、これはまさに第一弾であって、どんどん情報の蓄積と、その利用の拡大が図られるということですが、そういうことの第一弾だという理解でよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 情報の取り扱いについては、十分に職員にも、セキュリティポリシーについて、周知徹底は図ってまいりますけれども、先ほど、自治体間の幸田町が勝手に条例に規定をすれば、好きなようにやれるのか、自治体間ということであります。相手があるわけでありまして、相手の対応というのが、申しわけございません、ちょっと勉強不足で、そこら辺の取り扱いというのは、ちょっと、今、この場ではちょっと御答弁できないわけですが、議員の言われるとおり、自治体間ということであれば、受けるほうと出すほう、そういった対応というのがそれなりにセキュリティポリシーを持って対応をしていかないといけないと思っておりますが、その関係につきまして、ちょっと済みません、今、答弁できませんので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁できませんがと言いながら、議案関係資料の説明でいけば、改

正の概要の第一番目が、独自利用ですよと、これは、独自利用は、一つは条例規定がなければ独自利用はできませんよと、こども部長が、連携だと、他の自治体との連携だと、連携も条例の規定がなければできませんよという形になりますと、あなたの説明からいくと、相手の自治体に条例がなければ、これは相手の自治体もそれはできないでしょう、一応、建前上は。

しかし、お互いの関係からいけば、この使いまわしができるような便利な条例は、それぞれの自治体が時間差があったとしてもつくるでしょうと、そうしたときに、じゃあ、個人情報をお互いにやりとりする自治体間の連携というのは、際限がないですよと、こういうことなんですよ。

個人情報、幸田町という役場の中の庁舎内における使いまわし自由化、これが第2条、第1条は、自治体間の連携という名前で使いまわしもこれも自由化していく、じゃあ、個人情報というのは、行政が事務を勝手に進めていくための一番利便性の高い情報であって、個人の情報が厳格に守られる、こういう制度ではないですよ。

もっと言うならば、世界でマイナンバー制度を持っているのは、日本のような形の中で際限もなく広げていくのは、日本ただ一つ。

マイナンバーという形の中で、ごく限られた情報だけやっている国は2つか3つしかない。後の大半のところは、マイナンバー制度を設けたけれども、こんなものは危なくてしょうがないと、まともな感覚ですよ。まともな感覚の中で、世界で一旦試しに使ったけれども、こんなものはあかんという形でもう基本的にはなくなってきている、そういう中で、日本は、マイナンバーありきという形で、どんどんやっていく、セキュリティもそんな情報がどうのこうのといったって、盗む側のほうが知恵が先に立つのですよ。後は、みんな後追いですよ。頭がいいとか何とかいうのは泣き言、情報の管理そのものは、上手の手から水が漏れるように、盗んでいくほうが攻勢的であり、守る側は、まさに守備だと、守備に必ず漏れが出てくる、せめていくほうが楽なのです、守るよりもという点からいったら、これは、原則からいったら漏れ漏れだよと、その漏れ漏れを、この条例の中で、他自治体との連携もしましょうよと、町内には、9項目の事務をお互いに共有化して使いまわし自由にしましょうよと、こういう条例でしょ、基本はどこなんだ。あなたが言った、これをやらなかったら、みんな住民が不利益を被ってくるわな、これもあめとムチだわ、懐柔するという、懐柔というのは、懐に手を入れてがたがたと揺するという、この懐柔だ、こういう内容ではないですかということを言っている。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 今回、改正をお願いする条例につきましては、これについては、内部連携、役場内だけの連携ということであります。

将来的に、自治体間連携というのが、平成29年7月から行われるということでございますけれども、そういった部分については、番号法の中で、自治体間のそういった連携というのは、規定がしてあるだろうという認識ですので、そこは、今、先ほど来、申し上げてまいりましたとおり、その部分については、ちょっと今、御答弁できないということなのですけれども、自治体間の連携につきましては、番号法の中で、そういった必要な限度で利用できるという規定があるだろうというような認識ではおりますが、済みません、

明確な答弁は控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第38号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は、国の定めるところによる限度額の引き上げであります。

それによって、幸田町における対象者数と影響額、それから、低所得者軽減にかかわる対象者数と影響額を資料で出させていただきました。

今回は、限度額を今までの85万円から4万円引き上げて、89万円にするというものであります。

なぜ、このように国の法定限度額をいっばいに国が変えれば、すぐ幸田町が引き上げていくのかということであります。

今までは、国が限度額をいっばい引き上げても、これは、幸田町の裁量で限度額いっばいまで引き上げてこなかった。ところが、81万円、それから、85万円、そして、今度は、89万円と、それぞれ国が引き上げればその都度引き上げてきた、この点について、その理由、これについてお答えがいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、引き上げについてお願いをした内容でございますけれども、今回といいますか、昨年度におきましても、総合計と同じ額になりますけれども、引き上げをお願いしている関係でございます。

これにつきましては、国の施策の中で、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、社会保障改革プログラムという形で制定されたわけです。それに基づきまして、国民健康保険税の課税限度額のあり方について、それぞれ検討がされて、これが、今回の改正、また、昨年度の改正という形につながってきているわけでございます。

最終的には、被用者保険における最高等級等の標準報酬月額と、国民健康保険における限度額以上の世帯、この辺のパーセントのバランスをとっていくというのが、国の方針でございます。

したがって、以前も確かに議員の言われるように、過去、国の法律改正があっても、うちの場合については、翌年度送りというような形で一定の間隔を持ちながら、対応させていただいた時期もございましたけれども、現在、他の市町におきましても、国の上限を踏襲をしながら同じような感覚で上げているということでございます。

本町におきましても、近年は、国の施策に基づきまして、全体的な保険制度の均衡を図るという点では、幸田町におきましても、法律の改正に従いまして、引き上げさせていただいているということでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の課税限度額の引き上げによる影響でいえば、これそれぞれ

医療分、後期高齢者分、介護分というふうに、それぞれがわかれておりますけれども、医療分におきましては、８９世帯が対象世帯、それから、後期高齢者、この分につきましては６６世帯、介護納付金、これにつきましては、引き上げがなされなかったわけでありますので、限度額いっぱいの世帯は３３世帯ということでありまして、影響額につきましては、３３３万円の引き上げが行われるということであります。

こうした点で、今まで国で決めた課税限度額いっぱいを次々と引き上げをされてきた。これに行っては、先ほども持続可能な保険制度の均衡を図っていくということでありまして、この国の法定限度額いっぱいの引き上げというのは、２０１８年度の都道府県化の広域化、これを見込んでの引き上げなのか、その点について伺いたいというふうに思います。

また、他の自治体も同様に引き上げを図っているよというふうなことを言われましたけれども、近隣でいえば、知立市の場合は、今年度に８５万円に引き上げを図ったわけでありまして、全てが自治体が国の課税限度額いっぱいの引き上げを図ってはいないということが言えるかというふうに思いますので、これは、自治体の裁量であります。

そうした点で、なぜ、保険料が高いというこういう住民の悲鳴が聞こえないのかということであります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 最初の御質問のその県下統一に向けての引き上げかということでございますけれども、基本的には、先ほど言いましたように、健全なる医療制度のということでございますので、直接的な関係はないというふうに理解をしております。

その同じ法律の中で、国民健康保険の県一本化ということはどうなっているところでございますので、全く関係のないというわけではないかとは思いますが、今回の引き上げについては、直接的な要件ではないというふうに私どもは理解をしているところでございます。

また、他の市町村については、限度額いっぱいまで上げていないというところについては、知立市ということで実名もいただきましたけれども、その点については、本町も理解をしております。承知をしておりますが、大半だということで御理解をいただきたい。もちろん、違うところもあるということは承知をしております。もちろん、この金額、上限額については、市町村が決めていい権限の範囲でありますので、上限、国どおりでなくても、法律どおりでなくてもいいということでございますけれども、将来の全体的な国保の安定事務も含めまして、国と同じ歩調を合わせていきたいというのが町としての考えということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） １３番、丸山君。

○１３番（丸山千代子君） 今回の限度額引き上げによって、３３３万円の増額を図るものがありますけれども、こうした限度額いっぱいの引き上げということについては、予算の中では、何ら説明がなかった、値上げはしないよということだったと私は理解をしておりますけれども、その点について、なぜ、急に今回、限度額いっぱいの引き上げを行ったのかということであります。

予算の中では、これは見込んでおったのかということでありまして、引き上げについ

ては、説明がされなかったというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 引き上げについてでございますけれども、現実的には、平成26年、平成25年が77万円上限額だったのが、平成25年が81万円、それから、平成27年が85万円、今回、89万円ということでありますので、3年間4万円ずつ引き上がっているというような結果になっています。

これは、先ほど言いましたような、国の施策の中で動いていることでございまして、引き上げについての予想というのですが、そういうものについては、事務局としてはたてておったわけでございますけれども、具体的な金額、引き上げの点については、近々の国の閣議決定によって行われたこととございまして、これについては、当初予算の中での御説明はなかったということとでございます。

したがいまして、率ですね、所得割ですとか、資産割等々の率については、うちとしては改定は行わず、上限額のところについての引き上げについては、同意をさせていただいたということとでございます。

全体としては、確かに333万円、医療費分の89世帯、後期高齢者の方の支援負担金として66世帯ということとありますけれども、この両方とも対象の方は同じでありますので、上限額が到達している89世帯の中に後期高齢者の支援分の世帯も含まれているということです、マックス89世帯が、今回、引き上がるというふうに御理解いただきたいと思いますし、金額が全て4万円上がるということではありませんので、それぞれの率が変わりますので、そういう意味では、それぞれの累計として出させていただいたということとでございます。

実際は、制度改正前でありますけれども、限度額にいつている世帯が97世帯以上であります世帯が、今回の引き上げで89世帯になるということとありますので、8世帯ばかり、その限度額いっぱいまでのところが、2万円上がらずにこの間で引き上がるという形とありますので、実質は、97世帯の方が、何らかの形で保険料が引き上がるというふうには理解をしております。その累計が、333万円と言う形になってくるかというふうに思いますので、これについては、やはり、高所得者世帯の方に御負担を強いるという形に結果的にはなりますけれども、そういう面では、低所得者の軽減の判定基準額の引き上げも行われておりまして、そういう面では、バランスをとりながらこの辺については、検討の上、調整させていただいたと、調整させていただいたということと御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） バランスと言われますけれども、今回の一部改正につきましては、低所得者軽減の判定所得基準額の引き上げということによって、軽減がされるのが、5割軽減が497世帯、2割軽減が514世帯、合わせてこの引き下げによる影響額が78万円ということとあります。

その反対に、限度額いっぱいの引き上げが333万円ということとありますので、高所得者世帯に対して引き上げを行ったよと言われますが、この高所得者世帯というのは、一体、幾らかということとあります。

国民健康保険は、ほかの健康保険、協会健保などと違って、事業主負担のないところでもあります。直接、全て負担をしなければならないということからすれば、この８９万円というのは、例えば、その自営業や、あるいは、農業の方、また、高齢者世帯、そして、無職の方、いろいろさまざまな方たちがあるわけですが、この限度額いっぱいの高所得者世帯というのは、一体、幾らがこの限度額いっぱいの世帯になるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 金額の試算でございます。

これは、あくまでも試算でございますので、正確とは申しませんが、９０世帯で４人の世帯、特に、介護保険の負担が発生しているような４０歳以上の方が２人みえる４人世帯で試算しまして、固定資産税額が２０万円程度お支払いの方ということで試算をしてみました。医療分についての上限額が５４万円になりますが、その場合、所得額が７９０万円ぐらいの方が、現行ですと、７５０万円ぐらいの方が上限額に該当してまいります。

後期高齢分になりますと、率が変わりますので、１９万円が上限ですが、掛け率が低いので８４５万円程度の方が上限のところになります。

介護保険につきましては、１６万円が上限額になりますので、１，０００万円超える方が該当になってくるということになります。

したがって、通常で考えますと、医療分、後期分の方でいきますと、今度、引き上げによりまして、上限いっぱいになる方が、医療分については、所得の方が７９０万円ぐらい、それから、後期分が９７０万円ぐらいということで試算をしたところでございます。

収入に置きかえますと、１，３００万円程度の方が、医療費につきましては、高額の上限いっぱいになるというふうに試算をしておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） １３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 年間限度額が８９万円とすれば、１２カ月で割り返せば、１カ月４万円という金額を払わなければならないということですが、先ほどは、所得だ、収入だというふうにそれぞれ言われたわけですが、しかしながら、この世帯全体の収入で、また、所得であります。

そうした点で、例えば、一時所得があった場合は、これは、限度額いっぱいに引き上がってしまうと、こういうことだってあり得るわけですね。

ですから、これが、例えば、サラリーマン世帯でいえば、こんなにたくさん引かれることはないわけです。ですから、この限度額というものが、いかに加入者にとっては負担が高いかと、かかっているかということが言えるかというふうに思うわけであります。

そこで、これは、委員会のほうで結構でございます。きちんとモデル世帯、あるいは、その点について、収入、所得、それぞれ言われたわけですので、高所得者世帯については、幾らなのかと、こういう点で出していただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員の御質問のとおり、一時金等譲渡所得等がありましたら、一気に上限額になるということもございます。

けれど、先ほど試算しましたのは、一般的なサラリーマンないしは、自営業の方という形で推計をしておりますので、現実とは、ちょっと違うかもしれません。その点につきましては、もう少し、精査をいたしまして、委員会のほうで数字については御報告できればというふうに考えております。

いずれにいたしましても、給付に必要な保険料というのは徴収をしなければいけない中で、先ほど言ったような高所得者の方たちの保険料の考え、それから、低所得者の人の軽減、こういうものをバランスをとりながら調整をさせていただきたいと思っているところでございます。

また、被用者保険の加入者の方たちの保険料額についても、今後、国のほうも引き上げを行われておりまして、場合によっては、国民健康保険の上限額よりも高い上限設定というのがされているところもあるようでございますので、そういう点では、そういう意味でのバランスも考えながら、保険税額については、検討させていただきたいと、このように思っておるわけでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 失礼しました。限度額が月に割り返しますと、7万円ちょっとということで、これが、それぞれ払わなくてはならないということからすれば、例えば、2カ月でいえば15万円ほど払わなくてはならないということの負担というのは、はかり知れないものでありますということを質問して終わります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今回、健康保険税の現状と展望ということでお尋ねをいたします。

先ほどの答弁で、重複している部分があるかわかりませんが、課税限度額の過去3年分、2番目が健康保険税加入者一人当たりの平均税額、それから、同加入者一人当たりの平均医療費の推移、それから、毎年、どんどん上がっていくわけですが、健康保険税どうなるのかという、単純な質問に対して、どのような考え方で臨んでいるのか。

制度というのは、確かに必要であります。

それから、持続可能、維持可能ということもあります。

そのようなことで、なかなか難しいと思いますが、どのような格好で健康保険制度というのを維持していくかというような議論が進められているか、そういう資料なり、経過、今後、見据えての考え方等がありましたら、整理して答弁をお願いします。

そして、数字のことですので、年分と数字をゆっくり答弁していただきたいと思いま

す。お願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 4点にわたる御質問でございます。

まず、課税限度額の過去3年間の推移ということでございます。

平成25年度から報告させていただきたいと思いますが、まず、平成25年度、基礎課税額、医療分になりますけれども、これの上限額が51万円になります。

次に、後期高齢者支援金等課税額の上限につきましては、14万円になります。

それから、介護納付金課税額の上限額が、12万円です。したがって、合計して77万円が平成25年度の上限額になります。

平成26年度につきましては、医療分が前年と同じ51万円、それから、後期高齢分が16万円、2万円引き上がっております。

それから、介護納付金につきましては、14万円、2万円引き上がっております。合計が81万円、全体的には、前年度より4万円引き上がっているということでございます。

平成27年度、医療費につきましては、52万円、1万円引き上がりました。

後期高齢につきましては、17万円、これも1万円引き上がっております。

それから、介護納付につきましては、16万円ということで、2万円引き上がりまして、全体的には、85万円が上限額になりまして、前年と比べますと、やはり、4万円引き上がっているということでございます。

それから、今回、提案させていただいております平成28年度につきましては、医療分につきましては、54万円、2万円引き上がっております。

後期高齢につきましては、19万円、同じく2万円の引き上げでございます。

介護納付金は、前年度と同じ16万円ということで、全体的には、89万円、前年比で4万円の増額という形で3年連続4万円ずつ引き上がっているということでございます。

次に、加入者一人当たりの国民保険税の徴収額で御報告をしたいと思いますが、平成24年から平成26年度の資料がございますので、これについて、御報告をしたいと思います。

お一人当たりの税額でございますが、平成24年度が、10万2000円、平成25年度が10万1,328円、平成26年度が10万2,736円となっております。

これにつきましては、この3年間、平成24年から平成26年で2.5%の伸びということでございます。

続きまして、医療費でございますが、加入者一人当たりの医療費ということで計算をいたしますと、平成24年度が、26万6,315円、平成25年度が、26万9,000円、平成26年度が、28万5,754円というふうになっておりまして、平成24年から平成26年の伸びが7.3%というような結果になっております。

健康保険絡みの推移については、以上でございます。

今後の国民保険制度のあり方についても御質問いただいておりますけれども、先ほどの御質問の中でも少し述べさせていただきましたけれども、平成25年12月に持続可

能な社会保障制度のということで、国民健康保険制度も含めまして医療制度の見直しが行われているわけでございます。

平成27年には、国民健康保険法の一部を改正する法律が成立いたしまして、平成30年度から、都道府県で国民健康保険が一本化されるというような指針が出されたわけでございます。

平成30年度以降、都道府県が財政運営の責任資産となりまして、国民健康保険事業の健全な運営について、中心的な県が役割をもっていただくと、こういうふうに変わってまいります。

一方、都道府県につきましては、保険給付について必要な費用の全額を市町村に交付して、市町村ごとに標準保険料率を提示をいたします。これに基づきまして、市町村が保険料を市町村ごとで保険料を徴収するというような広域的な事務に変わってくるということでございます。

標準保険料率によりまして定められた保険料につきまして徴収した後、都道府県に納付金として徴収するということになります。

市町村については、被保険者の資格管理ですとか、保険給付、これは、県から給付金がおりてくるわけでございますけれども、他、保険事業、その他、国民健康保険事業を引き続き実施するというのが、平成30年度以降の大きな流れでございます。

したがいまして、平成28年度、平成29年度が、現在のあり方での国民健康保険の運営ということになってまいりますけれども、先ほど、保険税額についての引き上げについてもお願いをいたしましたけれども、当面、平成28年、それから、平成29年については、現行の形で国の指導のもと、それぞれの料率は設定をしていくことになるかなと思っております。

したがいまして、いつまでも保険税が上がるのかということにつきましては、当面、この平成28年度、平成29年度につきましては、現行のような形で検討させていただきまして、30年度以降は、県が、保険税の運営について責任を持つわけでございますので、そういう意味では、保険税額が県から示されるということでございます。

ただ、あくまでもこれは、標準料率として示されるものですから、実際に保険税率をどのようにして徴収をして、どれだけ県におさめるというのですか、市町村が負担をするかという点については、これは、市町村のほうに提言が来ると思いますので、その範囲で保険者の方に大きな負担が早急に起こらないような形の対策はねっていききたいと今、考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの答弁で、明らかなように課税限度額の関係では、平成25年、26年、27年、28年、これは議会の議決がなければ、毎年、毎年どんどん上がっていく、上げていく、それは、幸田町が独自にやっていることなのか、それとも政令改正を受けて対応しているのか、この辺をまず。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 保険税の改正につきましてでありますけれども、国で示されたものは、政令に基づく基準でございます。これ以内で、基本的については設定をするということになっております。

そういう意味では、金額の指標としては、政令について参考にさせていただいておりますが、最終的な決定は市町村が行っているということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは、以内規定ですと、以内規定ですけれども、以内でおさめたことあるか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ちょっと年度までは、私も承知をしておりますけれども、10年前ぐらいだと思いますが、その基準が上がったときに、市町村がそれに追従して上げなかった期間が何年か存在したというのは承知しております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大須賀町政6年間でいけば、ないということなんですね。十数年前に記憶として、私も十数年前記憶はあったかと、送ったよと、あるいは、限度額いっぱいではなくて、そこは、行政として判断をした。このままストレートに住民に負担をかけることがいいかどうかという行政上の判断で、あなたも言われたように、政令は強制はないですと、後は、どこの線でおさめるかは自治体の判断ですと、まさにそこに自治体たる自治体の行政がある。

しかし、この6年間の大須賀町政は、何の考えもない。上が決まれば、強制力はないけれども、みんな右へ倣えで、ところてんのごとく住民に負担をかけると、こういう町政でしたよね。まず、そこら辺の確認。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国民健康保険のあり方についてでございますけれども、当然、保険税があつてということでございますので、その辺の決定については、国の政令を参考にしながら町として決めさせていただいたものでありますので、国に追従しているという言い方をされたかどうかちょっとわかりませんが、そういう感覚でやっているわけではございません。あくまでも近隣市町村との均衡も図りながら、他制度との調整も含めた上での決定をさせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

先ほど、引き上げなかった年数は、ちょっと10年前か7、8年前かちょっと。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの立場から言えば、大須賀町政をまな板の上に上げて、それは忍びないわな。なもので、10年前こうだったよと、ああそうですよということなのです。

要は、大須賀町政になったらコピー行政だと、何の考えもないわけだ。政令が変わりました。はい、コピーして、はい、住民に痛みを押しつけますよと、そういう町長のもとの、じゃあ、今年度の町長の施政方針、冒頭に掲げている内容は何なのか。多世代に心地よいまちだと、痛みを押しつけることが心地よいまちなのか、まさに活字あつて中

身なしと、活字とは、全く真逆の行政を進めて、口先だけでチャラチャラごまかしておると、その実態が、施政方針では、さらなる子育て環境の充実したまち、実現に向けて多世代に心地よい滑らかなまちを目指してと、うそばかりだ。まさに、大須賀町政6年間で、国保に限っては、課税限度額が政令によって引き上げられたら、みんな右に倣えだから、コピー行政だと。だったら行政なんか要らないわけだ。施政方針も全く要らないわけだ。

まさにそういう点からいけば、多世代に心地よい、針のむしろの上に座らせてムチを当てているのが、大須賀町政の実態でしょ。それが言葉のあやだ。実態をどうやって隠蔽しながら、実際には、真逆のまちの政治を進めておるという実態が、この国保税の課税限度額の値上げ、そういうものに反映しているし、この6年間で、大須賀町政は課税限度額、どんどん引き上げてきて、まさに多世代にムチを当てた滑らかなまちづくりをしてきたということじゃないでしょうかということなのです。

だから、そういう点からいけば、まさに、実態を反映しない言葉の遊びと、その実態で、住民がどれだけ苦しめられているのかということのあらわれが、この6年間を通して、この条例の改正によってあぶり出されたのか、こういうことでしょう。そこに政治というものはない。あるのは、企業を支援をして、チョウザメだと言っているだけだ。こういうまちの姿を、この議案の中から見て取れるなということを申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 事務方からのお話になって申しわけございませんけれども、今回の引き上げにつきましては、限度額の引き上げという形で、所得の多い方に御負担をお願いして、低所得者のところについては軽減をするという形のバランスを取りながら、後世に保険料、制度の継続ということをお願いをしたわけでございます。

その中で、やはり、所得割ですとか資産割を含めまして、その部分につきましては、平成20年度付近から変えておりません。そういう面では、一定の基準を持ちながら限度額のところで皆さんにお願いをしているというようなのが、現在の国民健康保険の進め方と、こういうふうに御理解をいただければと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第39号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議案番号39号の工事の請負契約について、幸田小学校の校舎増築

工事についてお聞きをします。

幸田小学校における工事というのは、平成22年からを見ても、毎年のごとく行われております。

印刷室も図書館も、また、大規模工事もしてまいりました。このことは、昭和50年代の中央小学校をつくる时候にも、既に、幸田小学校の児童増というのはわかっておりましたので、そのときからの課題として、計画的に今回の増築工事をゴールとして周辺の工事をされてきたことは、よく理解できております。

100年の体系をもって教育を進める町と教育委員会の御苦労について、高く評価をしたいと思います。

しかしながら、そのたびに、子どもたちは、学校が落ちつかない工事現場になっていきます。平成22年度からでいいですから、どんな工事をされてきたのか、その内容と校内施設等の今までの使用制限についてお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 幸田小学校におけるこれまでの工事とそうした中で、どのような使用制限が行われてきたかということでもありますけれども、年度はちょっと申し上げられないわけありますけれども、まず、北舎の中に、特別教室をふやした、このことも人口増を想定をしての増築をいたしました。そうした中におきまして、今般、さらに人口増に伴う児童生徒の増を推計上判断が難しかった部分もあるわけではありますが、結果といたしまして、新たに7クラス普通教室を設けるような形となってきたわけでございます。

その折におきましては、増築現場付近の作業エリアをどうしても設ける必要があるため、そうしたところの場所の自由な通行を阻害する、あるいは、子どもたちにおいては、グラウンド、あるいは、体育館への動線等についての制約、制限が加わったというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 工事期間中の校内施設の利用制限について、まず、どこを工事するかということを、先日、資料を2ついただきました。

1つは、平成27年11

月の総務教育委員会に出された幸田小学校整備計画の配置図です。もう一つが、今回、議案資料として提出された配置図であります。この2つの配置図は、そのまま一緒なのか、また、どこが変わっているのか、そういうもし変わっておればその変更理由についても説明をしていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 最終的な配置図につきまして、今回、議案関係資料において、提出をさせていただいたところであります。

細部までどの部分が変わったかということについては、以前の資料を比較をしておりますので、詳細については、ちょっとお答えができないところでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 2つの資料を見比べてみますと、いろんなところが違っていますよ

ね。前回、１１月に出された総務教育委員会に出した配置図と、今回の議案資料、この変更された部分が、どのような形で変更したのか、その説明があったかないかについて、まず、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） これまで、こうした幸田小学校の増築に関しましては、この学区におきまして、建設準備委員会を設けまして、その委員さん方からもいろんな意見を頂戴をし、これら工事にかかわるさまざまな意見をいただいた部分を、反映した部分が加わって、今回の配置図に反映させていただいたところであります。

細部につきましては、どこがどのようにということについては、それらを含めたものということで御理解いただければ幸いです。

○議長（浅井武光君） ８番、中根君。

○８番（中根久治君） 今回、提出されましたこの議案と違う配置図を協議会のときに、我々はそれを協議をしております、その後、何の説明もないまま、今度、まるで違う配置図を議案資料として提出をされております。

こういうやり方は、議会に対してはどうなんだろうということ、私は考えておりますので、こういうやり方について、議会についてどうなのかという部分について、まず、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） いろいろ建設までにおきまして、いろんな細部の詰めを設計業者と、それから、先ほど言いましたように、委員さん方の御意見等も踏まえて、こうした配置に成果物としてつくっていった過程の中で、その途中経過も含めて、議会のほうに御説明申し上げる機会を持つべきことが、本来であったと思いますけれども、まだ、固まった段階でなかったということも含めまして、途中経過が抜けたことにつきましては、おわびを申し上げまして、最終形をお願いをしたところでございます。

○議長（浅井武光君） ８番、中根君。

○８番（中根久治君） 最初、私たちが、この配置図を見せていただいたのが、今年の１１月ですね。それから、今回の配置図が出てきておるわけですが、なぜ、そこの途中にいろんな変更がなされたのに、我々に説明がなかったのかということをお聞きしたいと思います。

具体的に言いますと、この３点に限るかなと思います。

１つは、要するに物置の設置。③の事業の中に、物置の建設というのがありますね、その部分、一番北側のところです。これは、１１月の配置図の中には入っておりませんね。ですから、こういうところが、ぽこっと突然入ってくる。これはなぜ、何だろうということ、私は思ったのです。

それから、もう一つ、一番気になったのが、体育館の横にある１階外倉庫、これは、今回の配置図の中では、工事に該当しないとなっておりますが、前はここのところを工事エリアに入れておりますよね。ですから、今回、前はここを工事のエリアとして入っておったのが、今回、ここは触らずかということになりますので、これは、大きな変更だと思うのですが、そういうような部分について、まず、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 前回、お示しをした以降に、こうした物置であるとか、体育館の倉庫の関係でありますけれども、やはり、工事エリアに入ってくるもの、それから、単純に不都合があるようなものの場所の位置の検討を、それ以降、加えられた結果として、この限られた敷地の中に、どこに配置をすべきかということも踏まえて、改めてその位置等を検討した結果ということでございます。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 11 月から、この案ができるまでの時間、そんな大した長い時間をとっているわけではない。この案ができたのは、ごく最近ですから、そんな長いわけではない。

ですから、変更箇所については、こういう意味で、ここをこう変更しましたというような説明を、議案資料として出される以上は、ここが変わっていますよと言っていたかないと、議員に関しては、そんなもの一切、情報なしと、それはまずいなと思うのです。そういうのは、11 月に総務教育委員会をやって、この議案を見ているわけですから、それから新しく出された議案がまた内容が違うと、これはおかしいじゃないかと思うのです。当然だと思うのです。

そういった部分については、きちんとこういう意味で、ここに倉庫をつくることになりましたというような説明があってほしいと思いますので、まず、それをお願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 11 月の協議会以降、その後の変更内容につきまして、あるいは、3 月の議会等の協議会にも示しをすべきであったかというふうに思いますけれども、その点につきまして、いろんなことがあったということでございますけれども、議会のほうには、そうした情報を適切な時期にお出しするということにつきましては、反省を含めて、今後、改めさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 議会に出す以上は、違ったものを出してはいけないと思うのですが、変える以上は、なぜこうなったかという部分を、きちんと説明の上、出していただきたいと私は思っております。

そうしないと、2 つの表を見たときに、説明がつかないですね。まず、倉庫について、なぜ、こうなったかについて、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、工事の増築に際しましては、こうした既存の施設として、倉庫、それから、器具庫、それから、動物小屋、こうしたものの移転を余儀なくされるということの中におきまして、その代替箇所をどこにするかということを詰めていきながら、今回、配置の案を改めてプランニングをさせていただいて、ここが妥当であろうという場所を選定をし、設置をするという形になってきたところでございます。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 私のお伺いしているのは、なぜ、ここに倉庫を持ってきたのかと、前回ないのに、なぜ、ここに持ってきたのかと。要するに、倉庫というものは、もともと

とは案の中になかったのです。ないのが、なぜここにきたのかということをお聞きしているわけですので、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部次長兼学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（羽根渕闘志君） まず、最初に、体育館のところにあります1階屋外倉庫であります。本件については、もともとこの位置で計画をしており、今回の議案関係資料、21ページにおいて、施工エリアとなっていないのは、今回の増築工事ではない別工事で発注した関係であります。

基本的な計画は、11月と変わっておりません。

2点目、③物置であります。これにつきましては、校舎棟1増築エリアに枯れ葉を集めておくエリアと、その横にある竹ぼうきとか一輪車をしまっておく物置があるのですが、これが支障となりました。これについて、場所を選定し、ここに持ってまいりました。

11月の時点では、こういった細かな部分までは、まだお示しできる段階ではございませんでしたので、この③の物置は、11月の資料には載ってございません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） わかりました。今回の工事に伴う校内の施設等の使用制限と安全対策について、まず、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の工事に伴いまして、工事作業を進めるエリアということで、工事作業エリアというものを新たにつくります校舎の前、すなわちグラウンドの一部をそうした仮囲いを覆ったエリアにするという予定で進んでおります。

それに伴いまして、正門から入りまして右手のほうに曲がって南舎を通り過ぎて、今までは体育館、あるいは、グラウンドのほうに動線があったわけでありますけれども、そこにも大型機器を機材を搬入するようなクレーン等の配置も、今、案としてはありますので、そこも仮囲いをするということとなりますと、そうした子どもたちや来客の皆さん方の動線が失われるということ。

それから、作業エリアにつきましては、グラウンドの一部がそうした用途にかわるわけでありますので、グラウンドの使用につきましても、制限が加わるということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今回の設計を見ますと、バルコニーがついていて、バルコニーというものの日常的な使い方と安全への配慮ということは、どんなふうに考えておられるのか、まず、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 学校の校舎の中にバルコニーがあって、日常的な利用ということでありますけれども、窓から外のスペースが広いエリアのことを、一応、バルコニーというような形で表現をしておりますけれども、特段、その日常生活上、そうしたものがなければならないという用途のものではないと思いますけれども、今回の増築の中には、学校へおみえになった方々が、観覧もできるスペースが、これまでよりも少なくな

ることから、そうした場所も活用ができないかというような意見も踏まえて、そうしたバルコニーというものの設置を加えたという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 観覧の場所というのは、要するに運動会とか、そのようなときに運動場がよく見える場所という意味で、バルコニーを使おうと、そういう発想であろうと思うのですが、そのバルコニーの危険度、危険さ、先ほど、まだ、安全対策についてという質問に対してお答えはないのですが、バルコニーの持つ危険度というのは物すごいものだと思はるのです。

特に、中学校ならまだいいと思いますが、小学生にバルコニーに出してどういうことが起きるかという部分をよく考えての判断かどうか、その部分について、お答えをいただきたいと思はる。

小学生、または、親、または、運動会の際の観覧場所として、フリーにバルコニーの上を飛び回することをされたら、どんなことが起きるか、その部分について、学校の安全対策上、とても重要な部分だと思はるものですから、その辺について、よく考えての設計なのかということについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 設計上、その安全に配慮して、そうしたバルコニーもつくったようには思はるけれども、技術的な部分でどういう幅であったり、高さであったり、そうしたものの配慮をしたかどうかについては、私はちょっと承知はしておりませんけれども、いわゆる安全上の配慮については、専門家の目においての設計という部分では、配慮がされているものというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） この部分は、とても大事なことだと思はるのです。各町内の小学校の中で、運動会の際にバルコニーで運動会を見せるという場面はないわけですから、これを初めて幸田小学校はやろうとしていますよね。

そういったときに、ここで何か事故が起きたらこれはえらい問題が起きると思はるのです。

なぜ、これにバルコニーをつけたかというのと、運動場がよく見えるように、観覧席として使えるようにという目的が一つあるとするならば、これは、一度、よく真剣に考えないといけないし、どういう専門家がどういう判断をしたのかということも説明をいただきたいと、私は思っております。お願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 通常の校舎であれば、そうしたものを設けなくてももちろんいいわけでありはるけれども、先ほど申したように今回の増築のプランを積み上げていったということの中には、いわゆる大きな行事において、地域の方々もそうした観覧ができるような配慮をお願いしたいという部分も受けての要望からスタートしたということであろうと思はる。

また、専門性については、また、今後、建築をしていく中においても確認をしながら、より安全に配慮をした形での施工に心がけていきたいというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 11 月にこの写真を見せていただきました。かなり長い距離の、また、幅の広いバルコニーというのが用意されます。

そこに、小さな子どもを連れた親が、お兄ちゃんの運動会を見に来るわけですが、そこで走り回ったとすれば、もう大変な事故が心配されますので、そういうバルコニーそのものは、そういうものは大体ふだんから使わない、使わないというのが大前提です。だから、学校には要らないのです。

それを、あえてつくって一般にも開放しようとする、その間の安全への配慮というのは、本当に考えなくてはいけないのかということについて、きちんとした答弁がいただきたいと思いますので、教育長はどういうふうに考えておられるか、まず、お聞きをします。

○議長（浅井武光君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 安全について、十分に配慮すべきというのは、当然、考えられるべきですし、まず、機能的な安全面というのは、耐震の強度、そういうことは当然考えられるわけです。

また、今、議員の質問のとおり、運動会の際の観覧に供していいかということについては、まだこれから、今、議員のおっしゃったとおり、専門家にしっかり見ていただくわけですが、子どもたちが落ちるとか、小学生がそこから落ちるなんてことはあっては困るわけですから、それがないように、構造上はするということは当然のことだと思いますし、それから、ふだんは、ここへ出て、子どもが活動するということは想定はしていません。

このバルコニーの使い方、まだ、細かい図面を見ていないわけですが、外から侵入されたら、不審者の面でもこれはとても危ないわけです。中の階段から不審者が上がってくることは想定できても、外からどこでも入れると、これはまたまずいわけですから、そういうのができないような構造もどこで断ち切るか、考えていく必要があるというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 今から考えていきますじゃ、もう遅いのですね。もう工事が始まりますからね、その部分をきちんと初めから想定して、こういうふうにつくらないといけないと、または、つくってはいけないという判断をしないと、これはまずいことになるなど、これを見てとっさに思いました。

今、話がありましたように、不審者についても、私、随分心配しております。不審者侵入や緊急避難時、そういったときの動線として、このバルコニーは入っているのかいのか、どこへ動線として考えておられるかについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 新たな校舎の中で、動線をバルコニーを使って待避をするかということについては、今、おっしゃっていただいたように、やはり、転落の危険性が一番高いということであると思いますので、しかしながら、最終的にどういう避難経路で下に行くか、他の校舎に移ってわたっていくのかについては、まだ、そこまでの詳細は

詰めていない状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） こういう子どもの命を預かるような学校のような施設を、一番大事なのは子どもの安全なんですよね。安全を配慮した設計がされていなくてはいけないし、そのことに自信を持った設計でなくてはいけないと思うのです。それが、まだ、これからというような、何となく寂しい返事を聞いておりますが、これはまずいのではないかなというふうに思いますので、よくそこのところは、一度、図を見ながら、もしこういう場合はどうなんだというふうな避難経路とか、このバルコニーの使い方とか、ふだん使わないようなバルコニーを何でつくるのですか、高い予算を使って、そういうことも考えて、もう一度、きちんとした形で、この幸田小学校の新築工事ができるといいかなというふうに私は思います。

もう一個、気になることは、これは、ふだんのことですが、給食室から教室まで、子どもの給食を持って運搬してきますよね、その動線がどうなっているのかなと、要するに、エレベーターとかいいますが、そういうものは、きちんと整備されるのかどうかについて、お聞きをしたいと思っております。お願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 新たな増築をする中で、そうした安全面をさらに徹底をとという御意見だと思いますので、今からつくっていくという段階なので、そうした部分は、安全に配慮する工夫をしていくしか方法はないのかなというふうにも考えておりますので、また、慎重な対応で臨まさせていただきたいと思います。

それから、給食の搬入につきましては、各教室まで持っていく動線につきましては、2階の渡り廊下、それから、1階からエレベーターはつけていませんので、そうした道具によっての上下の移動はないものでございますので、持っていく形での対応になろうかと思えます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） エレベーターの設置がないというお話を、今、お聞きしました。給食、今回、食器を軽くしたと雖も、毎日のことですから、何よりもまず子どもが給食を運ぶわけですので、各階へいくような形でエレベーターの設置というのは、これは当然だと思うのです。それは、あったほうがいいです。当然です。バルコニーよりもそちらのほうが大事だと私は思いますけれども、そういうものが、まだ考えていないというのは、ちょっと寂しい思いをしますので、ぜひ、エレベーターの設置は、第一優先で取り入れてもらいたいと思います。

次に、今回の工事で、子どもたちの学習への影響、騒音とか、使用制限とかいろいろあると思いますが、具体的な対策はどんなふうに立てられているのかということについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 先ほどの教室の1階から3階までであるわけでありまして、渡り廊下から渡ってきたところに普通教室を配置したというところに置きましては、若干、そうした教育の給食の配膳等につきましても、考えの中の一つに入れさせていただ

いておるところでございます。

それから、児童の学習にどのような影響があるかということでございますけれども、工事につきましても、工程に基づいて進めていくわけでありまして、そうした先ほど言いましたように、工事作業エリアだとか、いろんな車両が入ってくる、こうしたことから、いろいろな児童に対しての学習の影響は、正直言ってないとは言えませんので、学校が学習計画を立てるその計画であるとか、その施工計画とせり合わせをしまして、少しでもそうした影響を極力おさえていくようなことを考えていく、こういうことになろうかと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田小学校は、初めに質問しましたように、本当に毎年のように工事をやっておりますから、子どもたちも工事現場になれておるということは確かですが、でもやはり学習環境の補償というものはあるべきかなと思いますから、きちんとした対応をお願いをしたいと思います。

この幸田小学校の子どもは、いずれは北部中学校へ進学をしていきます。あの体育かな波を打っている北部中学校なのですね。

幸田小学校で工事現場を体験しながら、今度は、中学校へいくと波打つ体育館という形になるわけですが、小学校で何度も工事現場を体験した子どもが、進学をした中学校でも引き続き増築工事が予定されていると思っております。その期間とつながっていく。ですから、子どもたちは小学校でも工事、いった先の中学校でも工事という、そういう環境に追い込まれることになると思いますが、具体的には、今の何年生が一番影響を受けるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 北部中学校の件まで含めて、今、幸田小学校の児童が、今度、中学校に進学、進級した場合にも、今の予定では、平成28年が北部中学校の基本設計をさせていただきたい。それから、来年度については、実施設計をさせていただきたい。早ければ、平成30年度と平成31年度で増築工事、あるいは、大規模改造も含めさせていただけるかどうかも含めて、年度の案としては持っているわけでありまして。

あと2年後には、そうした北部中学校での工事が始まるとすれば、今の5年生、6年生については、また、そうした工事が北部中学校であるという年度のめぐり合わせということではありませんけれども、今の予定で子どもが進めさせていただくならば、そういう形になろうかと思います。

○議長（浅井武光君） 質問者に申し上げます。

発言時間が、残り1分となりました。よろしくお願いします。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） やはり、特定のある時期の特定の子どもたちがずっとその影響を受けていくということのないようにしたほうがいいのか。まさに、今の5、6年生は、中学にいてもそういうことが起きるわけですから、その辺のところは大人がきちんと計画をして、子どもたちにいい影響を与えるような計画をつくっていかないと、そこは大きな間違いを起こすと思いますので、中学校の体育館の工事についても、早めておい

てやるよと、上がって、卒業して入学したら、中学校の体育館がきれいになっているよと、そういうことあっていいかなと思っておりますので、そういう考え方について伺います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 北部中学校に関しましては、教室増の対応と、これまで懸案となっておりました体育館のことも含めまして、一緒に全部ができるかということ、いろんな工事を進めていく上での問題課題もございますので、そうしたものがどのような形で、修繕、修復をしていけばいいのかということも、今年度の基本の設計の中にプランニングをさせていただき、どの年度でどうした工事をもう一度していくということについては、今後、さらに進めさせていただく予定でありますのでよろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の幸田小学校の校舎増築工事ではありますが、この関係資料の23ページの入札執行調書、これを見ますと、15社を指名され、そのうち、9社が辞退ということになっております。

6社で入札を行って、それで落札が松井建設株式会社名古屋支店ということですが、今回のこの指名に問題はなかったのかということでございます。

やはり、この15社を選定をし、そして、9社が辞退ということは、異常なことではなかろうかというふうに思います。

ですから、この経過、問題がなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、入札の結果、9社が辞退という状況でございます。

まず、基本的なルールといたしましては、入札参加者審査要綱の第8条第4項の規定により、設計金額が5億円以上の建築工事につきましては、等級がA以上で、特定建設業の許可を受けた業者、これを15社以上選定をしなければならないということになっておりますので、今回、15社を指名をさせていただいたということでございます。

そうした基本的事項に加えまして、数ある入札参加者資格業者から、過去の実績、それから小学校内での作業する工事であるため、安全管理の徹底や、工期内履行が可能な業者であるかなどを確認するとしまして、総合的に判断しまして、最終的に内申書通りの15社に決定したということでございます。

これが問題があったかどうかということですが、大手のゼネコン等が辞退した主な要因といたしましては、東京オリンピック、それから、名古屋駅の再開発、今回起きました熊本地震、こういったものの関係で、現在、市場は需給過多の状態にあり、工事業者側が、より利益率が高く、売上高の高い工事を選定した事情などによりまして、9社が辞退としたというふうに予想がされ、辞退が多数だったということは、大変、残念ではございますが、入札は適正に実施されまして、問題がなかったというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 田舎の小さな工事には、大手ゼネコンは参加できないよと、こういうようなことが結果的にあったということであるようでございますが、この予定価が5億5,879万2,000円ということで、この5億円以上の入札に当たっての指名に当たっての件でございますけれども、そうした中で、この地元業者の育成というようなことの中で、JVで地元業者の指名というのはできなかったのかということであります。要するに、JVにいたしますと、これは、十分参加資格というのはあるのか、ないのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、こうした内申業者を選定いたしまして、出すのは施工いたします所管課のほうから指名審査会のほうにお願いをするわけでありまして、私どもの内申の中に、実は、JVを入れておりませんでした。

一つ、その大きな理由につきましては、今回の工事につきましては、公立学校の施設整備費、国庫負担金事業で実施をさせていただきたいということでございまして、その認定が実はおりてからということでない、また、議会の御承認もいただくというようなスケジュールもございまして、工期的にいきますと、7月着工をし2月末までには必ず完成がしたい、8カ月この工期の中で、この工事を滞りなくしたいというようなことも含めまして、今、経済状況の中で、建設業界もいろいろなところに工事が分散をしている中で、資材だとか人員の確保ができるかどうかという不安もございましたので、大手業者による単独施工という形で、私どもが内申をした15社ということの中身からスタートしておりますので、JVということにつきましては経験値もございませんでしたので、そうしたことによる単独での指名で内申を出させていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の幸田小学校の校舎増築に当たっては、ばたばたということで期限が迫った中での実施設計、そして、校舎増築というような、こういう経過の中で、2年足らずの中でばたばた仕事になるわけでございます。

しかしながら、大体の校舎をつくるに当たっての目安というのは、これは、当局のほうでも十分検討はできるわけでありまして、そうした点でいえば、早くから地元業者等の参加を要件を満たすためのJV、いわゆるジョイントベンチャー、こういう方式で参加資格を満たしていく、そういう方法だって取られたはずだというふうに思うわけがあります。

このJVに至っては、やはり、地域の業者育成というような、こういうことも含まれておりますので、当然、今までにもやってきたわけでありまして。

過去で言えば、荻谷小学校の校舎増築に当たっても、これは、JVでやってきた経過というものもありますし、過去には、そういうこと、手法を用いながら、地元業者の育成も図ってきたと、こういうこともあるわけです。

とりわけ、今、経済不況と言われる中で、やはり、地元にお金が落ちる、地元業者を大きくしていく、この1つの取り組みもやはり含んでいかなければならなかったのでは

なかろうかというふうに思います。

また、なおかつ、この工事の中には外構工事等も含まれております。それから、その他、建築関連工事、いわゆる本体のみならず外構とか、ほかの関連工事もあるわけですから、そうした点で、分割発注という、この手だってできたわけでございます。

そうした点で、その辺のところがなぜ考えられなかったのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 私どもが、業者を選定する中においては、今まで、こうした学校を中心とする実績がある業者である業者も選定の中に加えてきたわけでありましてけれども、JVにつきましては、過去の部分について、深く勉強をしておりますけれども、いわゆるどういう特殊技術を持ってあって、組み合わせ的に地元業者とかみ合わせるかという問題であったり、いわゆる出資の比率がどうであったりというようなこともなかなか難しい調整が要るものの、今回の工事のみに当てはまるJVをどういうふうに組みかというような要綱等もつくっていくべきであったというふうには思うわけでありましてけれども、先ほど、申しましたように、いろんな懸念を私どもがいたしました結果、そうした単独指名という形になったところであります。

そして、また、今回、先ほども少し申し上げましたけれども、あらかじめ飼育小屋であるとか、器具庫であるとか、そうしたものをあらかじめ移転をするような形にかかわりますけれども、今回の本体の工事とは若干、意を異にするわけではあります。そうしたことをあらかじめ準備をしたいということを受けまして、町内4社で一般競争入札におきまして、あらかじめ8月の終わりぐらいまでにできる準備は、あらかじめ移転をしておいたほうが、本当は作業に入りやすいという形での工事でも発注をして、地元業者の方々を中心とした一般競争入札が行われたという状況下でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地元業者も参加できたよということのようではあります。しかしながら、この校舎増築に当たっては、その他建築関連工事、次に、外構工事、こういうものもあります。ですから、こうした分割発注という手は考えられなかったのかということでございますけれども、その点については、全く考えていなかったということでしょうか。

それから、やはり、これからもこういうことがあるというふうに思うわけではあります。

今まで、こうした校舎増築に当たって、大手ゼネコン、大企業が辞退をするということは、過去にもあったわけですね。

ですから、こういうことは、予測ができたことだというふうに思うわけです。そうした予測が全くできなかったのかということですが、過去の経過からの教訓には、なぜ、学べなかったのか、この点についてもお答えがいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の3階建ての校舎をつくる。特段の特殊性といいますか、そうしたものも含めて一括で分割発注につきましては、考えなかったところでございます。

いろんな部分では、そうしたわけをお願いができたのかもしれませんが、そうした全体の中で、工期を完結できる部分についての重きをおいた結果、そうした形でわけることができなかった一括発注にしたということでございます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、辞退が予測できたのではないかなというなお話でございます。

自治体には、先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、震災の関係、オリンピックなんかの関係、いろんな関係がございまして、とにかく、今、大手のゼネコンにつきましては、なかなか人で不足というような状況で、なかなか手が回らないというのが実情であるというふうにはお聞きしておりました。

ですから、こういったこともある程度は予測はできましたが、過去には、幸田町の工事におきまして、そうしたスーパーゼネコン、そういったものも入札で落札されて工事のほうを実施していただいたという過去には経過もあったということもございまして、今回、幸田町にとっては大きな工事であるということもありますので、少しでも責任を持って施工をしていただくということから、大手のゼネコンも入れて入札を行ったということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お二方の質疑を聞いていて、そもそも入札審査会という存在や、その価値はどこにあるのかという点で、まず、原点からお聞きをしたい。その存在価値は何ですか。存在理由は何ですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 入札参加者審査委員会の存在意義ということでございますが、幸田町入札参加者審査委員会規程の第1条に指名競争入札に参加するものの指名の公正をきするため、幸田町入札参加者審査委員会を置くとされており、地方公共団体には、指名の公平性を確保し、恣意的な運用を排除し、適正な指名が行われるように努めるため、合議制である幸田町入札参加者審査委員会を設置しているということでございます。

その事務につきましては、格づけの変更や、指名の停止、それから、指名競争入札に参加させるものの指名など、厳正に審査する委員会であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう規定を設けて、あなたの言われる内容からいけば、どういう経過をたどろうと、結果全てオーライですよ。プロセスを無視して結論だけ出ればこれでオーケーだという点からいったら、この入札審査委員会規程というのが、今、あなたが読み上げた内容からいって、結果オーライであれば、規定はいるか。そこにあるでしょ、資格の格付、指名審査に参加させるものの指名の公正をきするためだよと、それはそうでしょうね。

その結果として、じゃあ、どういう結果が生み出されたかというのは、結果の問題であって、経過はいろんな議論がされておるように、入札参加という点から言って、指名

審査会がつばをつけておまえあれだと、格付して点数づけしてそれでよしと、結果的に決まればそれでいいじゃないかと、経過はいろいろございましたでしょうと、しかし、結果としてオーライですよと言ったら何も要らないじゃないか、規定も要らないがな、そういう認識なのかということなのです。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） もちろん結果は必要でございます。結果が悪いということでも問題外になりますので、もちろん結果は求めるというものでございますが、その経過の中では、当然、この指名する業者につきましては、確実な施工ができるのかどうか、そういった実績が十分にあるのか、そういったことを審査しておりますので、途中経過としましても参加者を決めるのに十分な審査を行っているというふうに考えてはおります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結果は必要であると、当たり前のことじゃないか。結果を出してきたからこそ議会に出したわけでしょ。

だから、あなたの言われるのは、答弁からいけば、なぜ、辞退が多いのだといったら、東京オリンピックがありますよと、名古屋駅の改装がありますよと、熊本地震がありますよと、そういうものをたらたらと並べて結果オーライじゃないかと、要は、落札してもらった入札参加者が、指名されずどばっと減っても結果が出たからいいじゃないかというのだったら何なのかということなのです。

そういう認識と発想だからこそ、後々、後で副町長にお尋ねするけれども、今の幸田町のこうした入札審査会を含めて、組織そのものがもう機能をしていないわけなんだ。機能不全なんだ、機能不全に陥っておりながら、結果として出てきたなら結果オーライじゃないかと、何も検証しなかったら幸田町の行政は、どんどん衰退していくぞ、そういう点で、あなたの認識は、結果は必要だからいいじゃないか、結果を出すためにやったのでしょと、そんな答弁があるのか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の入札で辞退が多かったということにつきましては、辞退につきましては、辞退そのものについては、正当な手続であるということでございます。

その辞退がないのが、一番、最も望ましいわけでございますが、今回につきましては、確実な施工をお願いしたいということで、最終的には大手のゼネコン、それから、中堅のゼネコン、それから、地元のゼネコン、こういった多様な業者を入れることによりまして、確実に入札不調にならずに落札されるということを考えて、いろんな規模の業者、こういったものを入れさせていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確実な施工と、当たり前でしょうが、それが前提でしょ、指名するときには、あやふやでまあ何ともならないけど、とにかく要綱で15社以上という定めがあるから、15社示しましたよということだったら、あなたの職務怠慢だ。施工能力があるからこそ15社を指名しましたよと、当たり前のことです、当たり前のことを当たり前にとただけのことということなのです。

だから、そういうことを言っているから、その審査会の委員長たる副町長が、今年の

ちょうど1年前、消防の救急デジタル無線の関係で、辞退が相次いだと、11社指名して8社辞退した。東光電気が落札したと、その中で、辞退と棄権という、こういうことがありました。皆さんも御承知のとおり。

副町長、あなた、辞退と棄権は一緒だよと、みそもくそも一緒にした議論をされた。今でもそういう認識でおりますか。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 済みません、言葉足らずであったかもしれませんが、私の認識としては、辞退につきましては、ペナルティー性はないということで、棄権は本当に困るわけでございます。辞退につきましては、それぞれ結果的に辞退となりましたけれども、それぞれ確認した上で入札参加させるわけではございませんので、それぞれ事情があったということでございます。

私の認識としては、棄権と辞退は、やはり、言葉も違いますように、私どもとしても、言葉尻としては棄権は悪質であるという認識であることには変わりはありません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時が経てば考え方もころっと変わる、まさにころっと変わったわけだ。1年前までは、あなたは辞退も棄権も一緒だよと、何が一緒と言ったら入札をしないことだと、ばかなことを言っていたわけですよ。平然と言っていたわけですよ。そのときに、辞退とは何ぞやと、それは、御指名をいただきまして、まことにありがとうございますと、しかし、我が社にとっては諸般の事情がありますので、今回だけはちょっと御遠慮させていただきたいというのが、これが辞退だと。棄権というのは、権利が、こんな権利なんかなくてもいいと、権利なんかなくてもいいじゃないかといってけつをまくるのだけだ、けつをまくって権利放棄をすることを棄権という、それに対してどう対処するのかといえはいや一緒だがやと、ペナルティーをかけないといって棄権をした業者にみそくそに泥を塗られても人がいいもので、いや、辞退と一緒だがやと、私は、それを蒸し返すつもりはない、そういうあなた方の感覚だから、今回も15社指名をして、辞退が9社出たと、応札をしたのは6社だけだ、こういう辞退に対しても、結果が出ればいいじゃないかと、15社みんな能力ありとして要綱にも従って指名しただけじゃないかと、全く何も勉強をしていない場当たりもいいところだ、こういうことをやっているから、完全に足元見透かされているし、指名審査会の委員長たる副町長が、1年前に言った棄権も辞退も一緒だよと、こういう延長線上で、要は、入札の結果さえ出れば結果オーライでいいじゃないかと、こういうところにたどりつくということなのです。

そうしたことがあるからこそ、結局、ここで言われるゼネコンは指名したけれども、ゼネコンが辞退が相次いでいるという点で、あなたの説明された東京オリンピックがありますよと、名古屋の駅の改装がありますよと、熊本地震がありますよと、そういうことは全国共通することですよ。ということは、ほかの市町がこうした金額も億ションという形の中で出てくるものについては、ゼネコンを入札参加者として指名して大半のところは辞退をしているのか。そうでなければ、あなたの理屈は合わないわな。その実例として事例はありますか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 辞退の実例という形にはなりませんが、実際にそういった入札不調というものにつきましては、全国的に見るとかなり大きな数字になっているというのが実態でありまして、ちょっと古い話になってしまいますが、平成25年度の全国平均の7.8%の不調があったというようなこともあるということで、そういった不調が多いというのが現状であるというふうには思っております。

ただ、今回につきましては、大手ゼネコンにつきましては、過去では本町の庁舎を初め、ハッピネス、それから、中央公民館、中央小学校、こういったところも施工していただいております、その幸田町に関して受注の可能性がゼロではないというふうに考えておりましたので、指名をさせていただいたと、かなり辞退される可能性もあるというふうには考えておりましたが、そういったものを期待をして指名をさせていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 平成25年度の経過、全国的な辞退率が7.8%だということ言われた。幸田町は、7.8か、1年前の消防の救急デジタル無線も7.8、四捨五入して10%だといってそのレベルか、そうじゃないでしょ。だから、完全に幸田町は、なめなめにされている。それは、棄権をしても何のペナルティーもないと、いや、ペナルティーだったら次に指名したときに、また下手をすればけつをまくられてしまうわと、こういう恐る恐るのことをやっているから完全になめられるということなのです。

そういう点からいけば、あなた自身も含めて、結果オーライの議論をすれば、どんなことでもとおっていく、それだったら議会の議論は要らない。議会がだあっとやっている最終点を見れば、オール与党でみんなよいしょよいしょと町長大賛成だと、それは、結果オーライじゃないかと、その経過の中で、今の町長が口先だけじゃないかと、やっていることとなることは全然違うじゃないかという議論なのか、全く関係ないということなんだ。だから、何も幸田町のまちの政治というのは、前進どころかどんどん後退してきているということは申し上げておきます。

そうした中で、工事期間中の関係については、先ほども議論の中でも触れられましたけれども、工事期間中、校庭とかグラウンドが一定使用制限をされます。そうしたときに、この図でいきますと、具体的にそういう使用制限がかかるところは斜線の部分だけであって、後は関係ないという理解なのか、それともう一つは、学校で小学校の教育上でグラウンドを使う、あるいは、校庭を使う、そういう科目があるということと、それに対してどうあたるのかということと、もう一つは、土日、学校が休みのときには、地域の子ども会等も含めて、この校庭は随分、いろんなところで使われております。そうしたときに、一定使用制限いう点では、具体的にどういう形で進められていくのか、あるいは、そういった点も含めて、地域の人たち、さかんに地域ということを先ほど言われた。言われた中で、地域の人たちには、この校庭、グラウンドについての使用の関係はどういうふうに説明がなされておりますか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、前提として、お話をさせていただきたいと思いますけれ

ども、工事作業エリアが、まだ、現実的には、この議会の承認をいただいた後、請負業者との本契約を行い、仮設場所の正式な計画書というのが出てくるということになるわけでありませうけれども、今、設計段階での一つの案、たたき台ということで、おおむねのエリアにつきましては、増築いたします校舎棟の1と書いてありますが、その下方に目を移していただきますと、54メートルという横のラインがありますが、それよりももう少し下方にて、県道の岡崎幸田線まで横に長く恐らく仮囲いのエリアが及んでくるという前提で、今、考えておりますと、いわゆるソフトボールでいきますと、一面、この北側のコートにつきましては、使用ができなくなるという状況になると予想しています。

そうした中で、この2月の末まで、幸田小学校で行われる行事について、主にこのグラウンド等を利用して行う行事につきましては、当面、学区のソフトボール大会がありますけれども、これは、坂崎グラウンドにおいて行っていく、これは、6月11日ということでもありますけれども工事的には、まだ入っておりませんが、幸田小学校を使わないと、それから、子ども会のソフトボール、この練習につきましては、午前と午後に時間をわけて一番東南のこのコートを中心にして利用をする。子ども会がありますけれども、幸田小学校で使う子ども会は2団体だということでもあります。

それから、町の体育大会に向けた練習につきましては、トラックもこのような絵で描いてありますようなトラックが、完全に確保できませんので、そうした練習を工夫した中での大会に向けての練習を予定をしている。

そして、また、マラソン大会につきましても、同じように12月から練習を通年しているわけでもありますけれども、トラックを短くして周回回数をふやす等などの検討をしている。

また、プールの開放につきましても、動線が仮囲いの設置によりまして、変更となりますので、そうしたことにつきましては、児童及び保護者にもよく説明をし、工事がこうした形で行われている内容をわかっていただいて、安全な動線確保に努めてまいりたいというふうに今のところ考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 学校の中における対応の問題と、先ほど申し上げたようにこの校庭グラウンドは、地域の人たちにも大いに利用されている。そうした点で、地域の人たちが、どういう形で周知徹底をされているのか、子ども会が行う子どものサッカー、あるいは、ふだんからここで練習、きちんとした届けはされていないというようなことを言っておりますけれども、使わせてもらっているけれども、あかんかったらおいどこかあるのかえということがあるので、そうした点では、建設委員会とか、いろいろあるようです。

その中でもきちんと自分たちだけが承諾すればいいのではなくて、その校庭がどういう形で使われているか、その使われ方の実態に合わせて、全て学校や教育委員会がということでもなく、地元の人たち、あるいは、校区の人たちが、この関係で理解ができるような、やっぱり説明をきちんとしていく必要があるというふうに思います。

したがって、おいもうじき学校が工事に入るけれども、俺たちどうするのかと話がな

かったのかといったらあらへんという点でいきますと、やっぱりまずいなというのが出てくるわけですから、そうした点で、実際に日常的に使われておられる人たちに対して説明をきちんとすべきだろうという点では、今後、どう対応をされますか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まずは、今回、請負を予定しております業者が、正式契約を行った後に、そうした仮工事図を確定した後、影響がある部分、どういう形で使えなくなるというところの図面的なものを、周知用のものに反映していただき、各種団体の方々にも見て御理解をいただいた上で、そうした調整が可能なものかどうかも含めて、まずは、周知徹底を図っていくということを第一歩として考えてまいりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 周知徹底と、いわゆる一つは、どんな場合もそうですが、説明責任と、こんなことまで私は説明責任はといっても行政がやる仕事で、工事で現実に使用が難しくなってきたときには、あなた方に原因があるわけなので、原因者がそれぞれに対応する説明はきちんとやっていただきたいということです。

次に、執行調書の関係ですが、まず、議案説明資料の23ページの執行調書、これはどこが出してきたやつですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 執行調査につきましては、財政課のほうから出させていただいております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この執行調書に、行政の横着者だなという発想、無頓着だなと、我関せずというものがあるというふうに、私は思うわけだが、あなたはこれが指摘されるとまずいなというのはありますか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらにつけさせていただいております執行調書につきましては、愛知県下統一のものでございまして、愛知県の入札情報サービスにおいて、どなたでも閲覧可能なものでございます。

調書という意味では、棄権だとか辞退、こういったものの詳細な入札執行内容が明記されていないというようなことで、物足りない部分はあるかもしれませんが、これが、現在の統一書式というものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 逃げるときには、県だ県だと、県と統一の執行調書だと、県がこんなばかなことをやっているか。これは、施設を建設するに当たっての執行調書ですよ。

次の議案でいけば、これも入札執行調書で、ここでも内容的には違いますよね。

あなた自身が、これについて何も疑問を持たないということは、前の町長が言った有名な言葉で、私もどんどん使わせていただいておりますけれども、などという字が書かれている。等という。その言葉には、広がりの可能性のある言葉だよという説明がされた。

つまり、等ということを書けば、どんなことでもどんどん話を広げられても、別に問

題はないですよという感覚です、あなた方は、そういうのを示すのが、この執行調書の最後からいきますと、ずっと上がっていきますと5番目ぐらいかな、路線名だ、これ路線か、後の逃げ道は等と書いている。路線というのは、通常道路ですよ。道路であって道路でないのはどうするかいったら等だ、あなた方は知恵がある。知恵の出どころ。こういうものを出しても、いや県下統一でございますなんていう、そういうのを鉄仮面という。

今、最近言われているのが、舛添の厚顔無恥、こういうことになるわけですが、これは変えてはいけないのか、現場に合わせて施設名、等があるからそれでいいのだということなのか、だから横着者の発想だと。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらの今の入札執行調書につきましては、その入札情報サービスのシステムから出しているものということで、この路線名等というふうに出てきてしまっているということでございます。

こちらのほうが、変えられるかどうか、システムのほうを確認をさせていただきますので、変えられるものであれば、変えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、システムから出しているから、システムに誤りがあってもシステムのせいにしてしまう。間違っていたら、それは、路線名ではまずいな、施設名にしたらべけになってしまうと、県からおしかりがくると、こういう種の問題ではないでしょ。設定の問題が、システムにそういう問題があったら、変えればいいじゃないか。様式そのものはそうでしょう。しかし、具体的な施設の内容、入札執行に合わせた形の中で具体的な施設名を書いたら、ああ幸田町のべけばっかりだなと、町長初めと、厚顔無恥という、そういうことだから、改めてくれ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） システムにつきましては、改修が、県のほうのシステムになりますので、できるかできないかわかりませんが、こちらのほうで資料として出させていただきますものにつきましては、手で修正というようなことも可能かもしれませんので、そこは検討させていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第40号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 第40号議案の財産の取得について、お尋ねをさせていただきた

いと思います。

町民が安全で安心できる暮らしをしていく上におきましては、消防力の充実というのが必要であると理解をしているところでありますが、今回の提案のありましたC D I 型ポンプ自動車の購入に当たっては、議案関係資料 2 5 ページに記載がありますが、その目的に取得後 1 5 年が経過して、品質が低下したため、整備計画に基づき更新するものと記載があります。

その整備計画とはどのようなものか、教えていただきたいというふうに思いますが、もし、長いようでしたら計画の趣旨だとか計画期間、それと、整備内容について、若干、要約して説明でいただけるとありがたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 整備計画にありましては、幸田町消防整備基本計画で、平成 2 4 年から平成 3 3 年までの 1 0 カ年の計画となっております。

その中の第 3 章第 2 節に、消防車等の整備計画として、消防団第一分団第一部の消防ポンプ自動車にあつては、平成 2 8 年度更新としております。

他の消防団車両にあつても、更新時期を 1 5 年として更新計画を載せてあります。

○議長（浅井武光君） 2 番、伊與田君。

○2 番（伊與田伸吾君） 大変、さらっと流していただきましたが、若干、私のほうのちょうど平成 2 4 年度からといいますと、計画について、私もちょっと承知をしなかった部分でしたのでお尋ねをさせていただきました。

なお、この計画の内容に基づきまして、今回、C D I 型幸田 2 1 1、それを更新するということでございますけれども、消防自動車の更新ですとか、そういうものに当たりましては、その年次計画も当然目標というわけではわかるわけですが、その使用状況だとか、劣化状況だとか、そういうものも本来考慮すべき内容ではないのかなというふうに思うところでありますが、その説明にありますように、品質低下ということの判断の内容としては、どんなような内容であつたかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 進出低下の状況としましては、エンジンの使用時間等を考慮しまして、エンジンの出力の低下等があります。

その中で、放水能力の低下、また、真空ポンプの給水能力の低下が考えられまして、使用時間等を目安に更新を計画しておるものであります。

○議長（浅井武光君） 2 番、伊與田君。

○2 番（伊與田伸吾君） 今の説明の中で、エンジンの出力低下、能力低下、真空ポンプ等の関係も考慮してということですが、ちなみに、消防自動車の 1 5 年経過ということですが、走行キロ数だとかというのはどのようなものなのか、また、他の市町の場合の更新というのは、やはり、同じような年度で経過年数を経たのを目安で更新されているのか、参考にわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 1 5 年経過のキロ数ですが、これは、平成 2 8 年 3 月 6 日時点で走行距離となりますが、1 万 2, 0 2 1 キロとなっております。

他の市町の消防車の更新ということですが、近隣の更新状況、西尾、衣浦東部、蒲郡、岡崎、豊田、そこへ確認をしましたところ、西尾、衣浦東部、蒲郡は、更新計画を16年で計画しており、計画どおり更新を行っているとのこと。

また、岡崎市にありましては、更新計画は16年ですが、実際には、16年以上で更新をしていると伺っております。

豊田市にありましては、これは、部品供給が15年と設定されているため、更新計画は15年として、15年を経過しないよう、前もって更新をしていくと伺っております。以上です。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） それぞれの市町によって、実際のところ異なるという部分ですが、ほぼ、目標年次というのは15年前後ということでございます。

それを超えての更新、または、それ以内での更新ということでございますが、今回、新たに取得しますCDI型、これは、今まで従来と使っていたポンプ自動車と何か大きく異なるようなものがあるかどうか、当然、性能というのは上がってきていると思いますが、その辺でわかっているところがありましたら教えてください。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 今回の車両にありましては、今までの幸田町の消防団の消防ポンプ車両との違いですが、まず、オートマチック車ということで行っております。

また、今までホースや機械器具、これにありましては、後部の荷台のところに乗せてあったのですが、器具の保護を考えまして屋根をつけてその格納庫として、扉にシャッターを採用したことが大きな今までと違う点であります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今の扉をシャッターというのは、恐らく転落防止だとか、そういうことの考慮しての話かなと思っておりますが、いずれにしても消防の関係につきましては、危険を伴うようなことも多々あるかと思しますので、より安全性を考えた更新であってほしいというふうな思いからちょっとお尋ねを申し上げました。

次に、同じく更新によりまして、今まで活躍というか、活動してきた消防ポンプというのが廃車になるのではないかなという思いがあるわけですが、何の記述もされておられませんので、廃棄処分となるのか、それとも何か別の理由を考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 今回の車両にありましては、海外への寄贈のほうを考えておりまして、現在、調整を行っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 海外への寄贈ということでございますが、寄贈する場合に、直接消防署がする事務というよりも、何か別の団体を介してなのか、大きな組織をもって対処していくのか、その辺はどうなのか、また、そうした場合でも寄贈先というのは、あ

る程度まで特定されてくるのか、時期だとか、保管場所はどうかというのとも合わせてお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 現在、海外への寄贈ということで、友好都市がありますカンボジアを初めに考えておりますが、ミャンマーへの消防車を送る会、または、日本消防協会、それから、日本外交協会、こういうような団体があります。これを通じて、海外への寄贈を実施したいと考えております。

また、寄贈先ですが、日本消防協会、これは、外務省が実施する事業でありまして、対象国ということで、アジア、中南米、アフリカ等あります。

それから、日本外交協会、こちらは、リサイクル援助事業ということで、開発途上国への寄贈ということで、大体、同じような感じで、東南アジア、中南米、アフリカ等、60カ国ほどのところへ今まで送っているそうです。

そういうところに送られますが、こちらから指定した国への寄贈はできないと聞いております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今も説明があったのですが、寄贈先だとか、その扱う団体等につきましてはあったわけですが、例えば、今、寄贈先は特定できないということがある中で、じゃあ、特定できないとなると、ある程度までは、先ほど、ちょっと質問の中に入れてさせていただいたわけですが、その保管する期間というのが出てくるかと思います。

これは、ある程度まで目途がつくような期間なのか、それとも相当かかるのかどうか、それは、どこでそれまでは保管していくのか、わかりましたらお願いします。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 保管場所にありましては、納車後、申請等を行いまして、申請がおりるまで、消防署で管理することとなります。

日本消防協会と日本外交協会、こちらにありましては、申請後、日本外交協会にありましては、こちらから引き取りをお願いすればすぐに引き取っていただけることは聞いております。

それから、ミャンマーへの消防車を送る会、これにありましては、大体、毎年、4月から5月くらいに実施しているということでもありますので、その間は消防署のほうへ保管を考えております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 若干、その取り扱い先によって保管期間が異なると、しかしながら、いずれにしても署にて保管ということでもありますので、改めて活用されるということは、これはいいことかなというふうに思いますが、何にしてもそれには、費用というものがどうなのかなというのがちょっと疑問に思いますが、例えば、保管するはやむを得ないとしても、送る費用だとか、そういうふうなものは、どこの負担となるものかお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） ミャンマーへの消防車を送る会、これにありまして

は、名古屋港までの輸送は各自持っていくということになっておりますので、そのガソリン代等は必要となると考えております。

それから、日本消防協会、日本外交協会にありましては、費用の負担はないと聞いております。

また、カンボジアにありましては、現在、まだ調整中でありまして、費用の面は、ちょっと明確にはなっておりません。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このCDI型の自動車メーカー、これについて指定をしたのか、お聞きしたいと思います。

メーカーにつきましては、イスズや、あるいは、トヨタ、日野、日産、三菱などのメーカーがあるわけでございますけれども、このメーカーについて指定したか、また、このメーカーはどこになったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 自動車のメーカーにありましては、指定はしておりません。仕様にありましては、CDI型消防専用車アーチを使用し、乗車定員5人以上、オートマチック車である旨のことはしておりますが、自動車メーカーへの指定はしておりません。

メーカーにありましては、トヨタ、それから、日野自動車、イスズ自動車が専用車アーチというのを製造しているということは聞いております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 指定はしていないということで、この件については、予定価に影響はないということではありますが、結果的に今回の車種、メーカーはどこになったのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、指名を8社にしたわけですが、この8社にした理由と、この指名競争入札が生かされたと思われるかどうか、第1回の入札で、小川ポンプ工業株式会社名古屋事務所が、1,830万円で落札をしているわけですが、指名競争入札が生かされたかどうか、その点について、どう分析されたかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 自動車メーカーにあっては、今回、トヨタのダイナということで、現在、調整を行っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 指名を8社にした理由、それから、その指名競争が生かされたかということの御質問でございます。

まず、8社にした理由でございますが、契約規則の第21条によりまして、設計金額が500万円を超えたということでございまして、原則として8社以上、選定することとなっております。

そうした基本的事項に加えまして、本町に登録のあります入札参加者資格業者から、

他市町の納入実績、それから、過去の指名や納入の実績、また、納入期限までの履行が可能な業者であるかなど、総合的に判断をいたしまして、最終的に内申書どおりの8社ということで決定をいたしております。

それから、落札結果を見ていただいたとおり、入札会につきましては、適正に行われており、競争の原理が働いたという入札であったという入札であったというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、CDI型の消防ポンプを落札をした、購入実績のある県下の状況を調べてみました。

そうしたところ、今回、大体、この消防ポンプ自動車につきましては、業者というのはこの8社というような形の中で入札が行われているわけでありまして。

それで、なぜ、こんなことをお聞きしたかといいますと、今回の設計仕様に当たって、いろいろな書評を見ますと、大体、同じような内容のもので購入をしているところが瀬戸市の消防本部、同じCDI型消防ポンプ自動車、これは、平成27年6月19日に入札が行われて、この場合、予定価が1,610万5,122円という金額が予定価としてあらわされておりました、そして、これが落札をしたのが日本機械工業、幸田町も業者を指名をしているわけでありまして、それが落札をして1,490万円で落札をしております。

同じく入札参加をした今回の落札業者の小川ポンプ、ここが1,669万円、これ3回で落札をされているわけでありまして、そのときの応札価格が1,669万円ということで行われているわけでありまして、ただ1年違うだけでこんなに金額が違うのかというふうに思ったわけでありまして、そうした点で、瀬戸市の場合ですと、3回落札をされているわけでありまして、幸田町の場合は、1回で落札ということからしますと、十分こうした指名競争入札の原理が生かされているのかというふうに思うわけでありまして。

ですから、かなりの金額の差があるということで、中身は変わらないのになぜこんなに違うのかということですが、そうした点での説明がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 今回、瀬戸市ということですが、瀬戸市の設計等をちょっと確認をしておりますので、金額がどのような設計金額を出したのか、ちょっと確認が取れていませんので、今回、うちに入れた消防車両とどのような点が違うか、また、確認がしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） もちろん、私も瀬戸市のほうは存じてはおりませんが、先ほど、消防次長のほうから説明がありましたように、今回の車両につきましては、まず、オートマチック車、幸田町につきましては、過去はこれぐらいの瀬戸市だとか、他と同じような金額だと思うのですが、今回につきましては、オートマチック車の仕様に入れていると。それから、先ほど言いました屋根付きのシャッター、そういうものも加えてあるということで、幸田町については、高くなっておるというふうに解釈をしております。

ます。

それから、瀬戸市については、3回で落札をされておると、それに対して幸田町は1回で落札ということでございますので、3回やればいいか、1回やればいいかという話ではないですが、幸田町については、何とか1回で落札されたということでございまして、これが、適正かどうかとなりますと、もう適正な落札、入札であったというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした特殊車両を発注をするときには、設計書、いわゆる整備等について設計書を出すわけでありまして、そうした仕様に基づいて業者が整えて入札に臨むわけであります。

そうした点で比較をしてみましたし、そうした点でいけば、オートマチック、これは当たり前ということでもありますよね。

最近、比較的オートマチックが多いわけであります。また、メンテ等でも今ではほとんどオートマチック、それにマニュアルですと、さらに免許取得時に上乗せがあるということで、今、オートマチックが主流を占めているわけでありまして、これは比較にならないというふうに思うわけであります。

幸田町が、先ほど高くなった一つの要因として、カバーをするよということだったわけですが、その点について、私も確認をしておりますが、しかしながら、取り付け品、及び、取り付け装置につきましては、ほとんど変わらずということで、1年違えばこんなに違うのかということを感じたわけであります。

そうした点でいえば、これは予定価の立て方に一つは問題があったのかということですが、その点についてはいかがなのかということでもあります。1年違うだけで、この1,600万円の予定価、幸田町でいえば1,800万円以上、2,000万円ぐらだったのかどうかわかりませんが、しかしながら、予定価に達したということで落札をされたわけでございますので、その点について、この装備がどう変わって、このように高い金額になったのか、お聞かせいただけたらと思うわけですが、その点、ほかのところの参考といいますか、そういうことはしなかったのかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 他市との比較というのは、私のほう、ちょっと伺っております。

それから、先ほど来言いましたカバーというのですか、屋根のシャッターの関係ですが、業者の言われる値段としましては、200万円ぐらいくるようなことは聞いております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした特殊車両につきましては、いろいろと装備によって変わってくるというふうに思うわけであります。

しかしながら、こうした設計書というのをたてていくわけですね。そうした点でメーカーに対して、それに対する価格設定ということで指名競争入札に参加するわけであ

りますので、そうした点からすれば、幸田町の予定価の立て方というものが高かったのではないかと、他市町との比較、そうしたものがやられなかったのか、この辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 設計予定価等ありますが、業者から見積もりをいろいろ検討してやっているわけでありますが、見積もりにつきましては、2社からの見積もりをいただきまして、検討を、予定価を設計、また、予定価を立てております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） C D I型につきましては、大体、他市町の装備も同じようなものになっておりました。

そうした点で、今、2社からの見積もりをとってそれで予定価を立てたと言われたならば、やはり、もう少しこの予定価の立て方を検討する必要があるのではないかなと、今の答弁を聞いて思ったわけでありますが、そうした点で、幸田町の仕様書というものが高く見積もられたのかというふうに思わざるを得ないわけでありますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 今後、複数社から見積もり等を取り寄せ、また、近隣市町の状況を確認して、今後、設計と組んでいきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、落札をした小川ポンプ工業にいたしましては、瀬戸市の入札結果でいいますと、1,669万円ということで応札をされているわけであります。

ですから、そうした点で、1年しか変わらないのに、このように金額に差が出てくるといことの原因は何かというふうに思うわけであります。装備もほとんど変わらない、そういう中で、こんなに金額が変わってくるというこの違いということについて、やはり、もう少し他市町等の直近の状況というものの、やっぱり、検討していくべきではないかというふうに指摘できるのではなかろうかというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（浅井武光君） 次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 今後、他市町への状況を確認し、また、瀬戸市につきましては、一度、仕様書等いただけるものならいいただいて、検討していきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時06分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第41号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 広域新施設立地場所選定調査業務負担金について、お尋ねしたいと思います。

これの経過説明をいただきたいというふうに思います。

なぜ、今まで説明がなかったのかという疑問がわいたわけであります。

岡崎市では、2、3年前から、もうそのような話が出て、西尾市と協議をしておったということのようでございます。

説明では、昨年、選定調査することが決まったということで、西尾市が発注するための負担金だというふうに説明があったわけでございますけれども、これは、そもそも最初、平成11年か12年ごろ、ごみ焼却場の広域化、いわゆるダイオキシンの関係で、広域化ということの国の方針を出しまして、そのことがでてきていたわけですが、そのうち、その計画が断ち切れになって、各独自でごみ焼却場を建設をしてきたわけでございますけれども、しかしながら、このいわゆる十二区、西尾、岡崎、幸田、これを含めた中で、ごみの共益化を進めるよという国の方針は、これは聞いていなかったわけでありまして、今回、昨年に西尾市が発注をするということで決まったという、そういう説明であったわけでありましたが、そもそもこうしたことが出てきたときに、担当委員会等には何ら説明がなかったわけでございます。その点についての経過、説明をお願いをいたしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） では、ちょっと昔にさかのぼって説明していきたいと思います。

平成9年に当時の厚生省、今の環境省なのですが、各都道府県に対してダイオキシンの削減対策を中心にごみ処理の広域化計画を策定を求めました。

これを受けて愛知県は、平成10年10月に、愛知県ごみ焼却処理広域化計画を策定しました。愛知県を13のブロックにわけて、一日当たりの処理能力を300トン以上の全連続炉への集約を目指すというものでした。

この計画の中で、岡崎市、西尾市、幸田町、あと、その当時は、額田町、一色町、吉良町、幡豆町の2市5町をブロックとした岡崎西尾地域と位置づけ、将来的にごみ焼却処理施設を集約する案を示しました。

これを受けて、2市5町は、平成17年3月に岡崎西尾広域化ブロック会議を設置し、その中で、ごみ処理広域化計画を策定しました。

その計画は、昭和48年5月に供用開始をしました八帖クリーンセンター2号炉と、平成元年3月供用開始した旧岡崎市中心クリーンセンターですが、老朽化が進んでいるため、これは、岡崎市単独で事業を進めていき、岡崎中央クリーンセンターとして、平成23年に処理能力日380トンで供用開始をするというものと、もう一つの広域のごみ処理施設として、平成8年2月に供用開始をした八帖クリーンセンター1号炉と、平成12年3月に供用開始をした西尾幡豆クリーンセンターを、平成32年度に広域新施設で更新するという計画を策定しました。

その後、平成24年7月に、次期施設更新に向けて、現在の状況におけるごみ発生量の見込みを推計し、新施設の処理能力や施設更新時期を平成37年度以降で検討するというので、計画の見直しを行いました。

そして、平成26年11月11日、2市1町の市町による岡崎西尾地域広域化ブロック会議が開催され、既存のごみ処理焼却施設の延命化を図り、平成42年度に岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターを統合した広域の新施設の供用開始を目指す。

立地場所については、地域住民の利便性、収集運搬の効率化など、立地選定の諸条件、及び、前期の更新施設である岡崎市中央クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討するというので決定しました。

そして、ことしの平成28年3月29日に、岡崎西尾地域広域化ブロック会議幹事会で、立地条件選定を進める上で、その一つの候補地になり得るかを判断するために、今の西尾市クリーンセンターの敷地内において、既存施設を稼働しつつ、更新施設の建設が可能かどうかという調査を行うことが決定しました。

ごみ処理施設をつくるには、時間がかかりますので、平成42年に供用開始をするためには、平成31年までにこの地元合意を得て立地場所を確定する必要があるということで、その前に今の施設で更新集約化ができるかどうかをするのが必要ということが、ことしの3月の末、3月29日に決まりました。

そこで、今年度、その調査を発注市である西尾市を含め、岡崎幸田が応分の負担をしていくためにこの6月補正でしていただきまして、調査を発注して、今年度、これが可能かどうかということをやらさせていただきます。

今まで、そういう報告が余りなかったのは、最初は、平成32年、平成37年、平成42年とだんだんと県施設を延命化をしながらやってきた関係で、なかなかスタートができなかったわけですが、もうこの平成42年というのは、限界に近づいておるということで、今回、補正をして調査をするものでございます。

また、過去の例からしますと、建設までには10年ぐらいかかるということで、平成31年には地元合意をでき、建設場所を決めてスタートしていないと、平成42年には間に合わないということが、今回の理由でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、いよいよ本格化に向けるということで、3月29日に決まってきたよということの説明であります。しかしながら、こうした事前にもう少しわかるわけでありまして。そうした点でごみ処理の必要性、この点についていかがなのかということでありまして、幸田町の場合ですと、今、岡崎幸田で負担金を出しながら、中央クリーンセンターで実施をしているわけでありまして。今回は、西尾市が発注ということのようでございますので、そうした点からすれば、現在の西尾のあそこのクリーンセンターといいますか、西尾の焼却場の隣接地といいますか、敷地内でさらに広域化施設を建設をしていく、そのための調査、あるいは、地元合意、そうした点で、西尾市が主体的になって実施をするという、こういうことのように受け取れたわけでありまして、場所は、西尾地内ということで確認をしてよろしいでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 今までなかなか話がなかったということでございますが、平成26年11月16日の会議につきましては、新聞には発表してあります。

どうも済みません。

後、今、西尾市のクリーンセンターでは、隣にホワイトウエーブというプールもある、余熱を利用してやっているということもありまして、できたら、今のクリーンセンター北側の駐車場、管理棟、リサイクルプラザの用地の中で、この新しい、ただ、今の西尾の施設は、195トン処理能力なのですが、そこに日300トンの施設ができるかどうかということを、ちょっと調査しないとイケないということですが、もし、できれば、ここが一番の候補となるということです。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、今度は、独自に計画をするのではなく、広域化でごみ処理を行っていくという、こういう合意は、もう既に岡崎、西尾、そして、幸田で合意をしたということで理解をしてよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、次に、防災ダム事業計画策定であります。

これは、堤体補強を行っていくということでございますけれども、これについて、説明がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 広域化につきましては、覚書を締結しておりますので、西尾、岡崎、幸田町の2市1町で進めていきます。

ただ、それに伴う負担等につきましては、今後、協議をするということになっております。

それから、次の質問でございますが、今回は、東日本大震災を受けて、平成25年から平成26年にかけてため池一斉点検を行いました。

町内にある受益の少ないため池を除いた57カ所のうち、下流に人家や公共施設がある41カ所を選定しました。そこで、レベル1、震度5強相当を対照した簡易的な方法による農業用ため池の耐震診断を行いました。

そして、改修すべきため池が24カ所ありました。

そこで、今回、補正をお願いして、この事業を平成38年度完了を目指して県と調整をしながら進めていくためのものがございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 覚書を締結したのはいつかということでございますが、それはいつ覚書を締結をしたわけでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、この平成38年度を目標として、これからの改修は24カ所行っていくよと、そういう計画策定なのか、それとも、説明では堤体補強をしていくということのようでございますけれども、これは、24カ所の計画策定をつくるだけ、こういうものなのでしょうか、その点について伺いたいと思います。

ただ、金額的に、1,980万円という、かなりの金額になってきておりますので、そうした点でいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 締結の日は、平成26年11月11日でございます。

それから、今回は、その中で特に下流に人家や公共施設が存在し、施設がため池が決壊した場合に被害が大きい2つの池、石塚池と宝谷池を選定し、そのための来年度以降の事業化をするための調査業務を発注するためのものでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成26年11月に、覚書を締結をしているということですが、これは、新聞に載ったよという金額と一緒にございますね。

覚書を締結したならなぜ担当委員会のほうに協議があったのかということですが、これは、当局の怠慢ではないですか。やっぱり、担当委員会にはきちんと説明すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。覚書を出していただけますでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） なぜ、そのときに委員会等に報告がされなかったかについては、ちょっと私はわかりませんが、資料として提出したいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした広域化にかかわる問題としては、やはり、こうした覚書を締結をする段取りをとりながらやっていくわけであります。

既に、岡崎市では、3年前からこのように進んでいるということは、言われているわけでありますので、当然、幸田町の議会にも報告すべき問題ではないかというふうに思います。

ですから、やはり、こうした内容については、今後、このようなことのないように行っていたきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） これから、平成42年に向けて着実に前進していくと思いますので、それぞれその場面場面において、議会の皆さん方には、住民にも説明していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、酒向弘康君の質疑を許します。

9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） ちょっと重複するかもしれませんが、防災課の事業計画策定業務補助金についての内容であります。まず、先ほどの課長のほうからも防災ダムという言い方と、町内にたくさんある農業用のため池についてというような言い方をされておりましたが、まず、基本的なことをお伺いするわけですが、防災ダムとため池の違いについてお聞かせ願いたいと思います。

それと、町内に分けられるとするならば、防災ダムが幾つでため池が幾つあるかといったようなところもお聞かせを願います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 防災ダムは、台風、豪雨等により、農地、農業用施設、及

び、公共施設等の洪水被害を防止するための洪水調整用のダムです。

ため池は、灌漑用の利水機能の施設です。

しかし、近年、本来の利水機能を確保しつつ、洪水調整機能不用を増進するための農業用ため池の改修が行われ、それを防災ため池として整備されてきました。

ですから、幸田町のため池は、全部、防災ため池、みんな利水機能がありますのでということです。

先ほど言いました受益の少ないため池を除いて57カ所です。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 防災ため池という、また、新しい言葉になってしまったのですが、変わりはそんなにないというように解釈をいたしました。

それと、地域で小規模なんですけども活動を行っております多面的機能支払交付金事業、これは、水路だとか排水路の保全等々を活動しているわけなのですが、この活動、あるいは、農業農村整備事業の水環境整備事業、これも整備、水路、ダム、ため池等の水利施設、これの保全管理、整備を実施しているということでありますが、これらの事業と今回の防災ダム事業、活動の連携など、関連などあるかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 農地水環境という事業は、今、これが多面的機能支払交付金に変わっております。

そして、その中に、農地維持活動を実施するための交付金というのは、農地維持支払交付金で、例えば、ため池の堤体の草刈りなどの場合に支払われます。

また、治山向上活動を実施するための交付金、つまり、治山向上支払交付金、例えば、ため池の軽微な補修や長寿命化のための活動等の場合は、この交付金があるわけなのですが、あくまでも維持管理的なものとなりますので、それは、日常、皆さん方、農家の方でやっていただくものでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 以前、平成24年だったと思うのですけれども、光明寺池が県内の96カ所中、国の安全基準を満たしていないということで、耐震性不足ということが確かあったと思うのですけれども、そのとき、県の緊急点検を受けた大規模ため池は、町内で3カ所ということで、資料にはカケ入池と不動ヶ池と、この光明寺池が3つあったというふうに思うのですが、今回、この2つの池が入っていませんけれども、新たに先ほど言われた池なののですけれども、これとの関連がちょっとよくわかりませんが、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） それは、平成17年に貯水量10万立方メートルの大規模ため池を県が耐震診断を行いました。

不動ヶ池、カケ入池、光明寺池、ただ、そのとき、大井池も本当は入っていたのですが、工事中でちょっと除外されておりました。光明寺池については、今、事業化されて工事を行っております。

それから、大井池、カケ入池につきましては、あと、もう一個、琴沢調整池と3つあるのですけれども、特にこの3つは、人家への影響は極めて大きいため池ということで、さらに上の基準の耐震診断を県のほうで、平成29年に大井池、カケ入池の耐震診断を行う予定になっております。

また、琴沢調整池につきましては、これは、矢作南部土地改良連合の管理になりまして、現在、国営で調査を実施中でございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 先ほど言われた3つ、不動ヶ池がどっかにいっちゃったのですけれども、それは、一つ上の基準でやられているということでありました。

それと、3.11の震災では、福島県の藤沼湖というため池が決壊したということで、7人がなくなって一人が行方不明だという被害があったわけなのですけれども、先ほど、下流に民家などがあって影響があるというところを特に、今回、設定したということなのですが、今回のダムがもし満水で決壊したということを、もしも想定をしたときに、どれくらいの影響等を想定されているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 実は、この平成25年、平成26年の点検のときの影響のあるため池、41カ所につきましては、そのときにため池ハザードマップというのを作成しまして、それを幸田町のホームページで公開をしておりますので、それをまた見ていただくといいかと思えます。

被害想定については、個々のものは、ちょっと、今は持ち合わせていないのですが、ハザードマップで見ていただくとわかるというものでございますが、そういうことでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 歳出25款、衛生費の一般廃棄物収集処理事業の負担金についてお尋ねをします。

これも具体的な事業内容ということで出しましたが、先ほどの説明で第一候補が、現在、西尾のクリーンセンターの隣か、その敷地内だという話でありましたが、その具体的な地名を教えてほしいということと、それから、廃棄物処理ということですが、今、燃えるごみなんか岡崎に持っていつていますが、これ覚書のある西尾に持っていくことになるのか、その辺のことが覚書に入っているか、入っていないのかよくわかりませんが、そういう処理物の内容とか、処理方法について、情報とか打ち合わせが、もう既にできているのか、想定しておれば、その点と、それから、2つ目に、今回の調査業務について、先ほどの説明だとできるのか、できないのか、それを含めて調査をするということでありましたが、岡崎、西尾、幸田の全体を含めた今回の調査の費用額は幾らか、それについて、幸田町が何%で二十数万円になるということの数値などありましたら、説明していただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 地名につきましては、この西尾市クリーンセンターで、住所はちょっと、済みません。

あと、費用につきましては、広域新施設立地場所選定に係る調査業務で、291万6,000円が予定しております。負担割合は、平成27年11月1日現在の人口割で、そのとき合計人口が59万1,981人で、幸田町が3万9,641人で7%、岡崎市が、38万1,931人で64%、西尾市が17万409人で29%というのが、この負担割合でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 幸田から持ち込む処理物の方向についてわかっておりましたらお願いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 今、わかっているところでは、通常の可燃ごみをごみ焼却施設で処理を行うものとして、可燃ごみを予定をしております。

また、受け入れにつきましては、収集業者が岡崎に運ぶか、西尾へ運ぶか、公立のほうをどちらも選べるのではないかというふうに私は認識しております。

あと、場所については、西尾市吉良町岡山大岩山65番地です。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の補正の内容を見まして、国からの補助金、これは、215万円、後は、全部繰越金の対応だという点からいって、なぜ、この当初予算に計上せずに、補正予算で対応なのかという疑問点が残ってくるわけです。

申請していた補助金が当初よりも若干おくれて、補正対応でなければというのは、それはへ理屈も理屈のうちに入る。

しかし、今回の内容を見て、それに対応する事業というのは、今、問題になっている広域ごみ処理の問題、それから防ダムの問題、こういうことでしょ、大きいのは、という点から含めていくと、何だと、何で6月補正なんだということがでるわけです。

だから、そうした点からいくと、当初予算で見込めなかったというのは、私は理由にならないだろうと、なぜ、当初予算に見込めなかったのか、見込まなかったのか、計上しなかったのか、こういうことです。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 伊藤議員の言う2つのことは、私のところですので、私が答えると思いましたが、ごみにつきましては、決まった時期が3月29日ということで、どうしても早く可能かどうかを決めなければいけないということで、そういうわけになってしまいました。

ため池につきましては、国の動向がなかなかはっきり、当初予算編成時には、国の動向がはっきりしなくて、年度末になって、今回、補正で認めていただければ、平成29年から県営事業でこれができるということがわかりましたので、少しでも早くこの事業を始めたいということで補正をお願いしたわけでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いずれにしても、これは場当たりで計画をしているのではないですよ。あなたの言われているように、広域のごみ処理というのは、もう既にずっと前からあると、議会にはみんな口をぬぐって知らない顔をしていたけれども、時々思えてくるわな。西尾と岡崎が綱引きをやって、結果的には岡崎はべらと、西尾に持っていかと、そういうところでは、大体、話がついてきたわけだ。そういう経過がある。議会には、ないしょないしょでやってきたというのは、問題があるという形だけれども、要は、そういう形の中で、いずれにしても2市1町の広域ごみ処理というのは、もう既定の方針であるし、私、十分な話は聞いておりませんが、方向性としては、そういうのがちらちら話としては出てきているというもので、より具体的になってきたときに、じゃあ、どうしましょうかというのが、余りにも遅過ぎるということですよ。

だから、そうした点でいけば、言ってみれば、2市1町で自前で何とかやりましょよという方向性、その確認の問題と、もう一つは、そういう形の中で生まれてきた内容が、議会にすれば言わしむべき、知らしむべからずと、これが大須賀町政の特徴なりと、こういうことなんだわ。要らないことを言う、議会からがあが言われるから黙っていればいいと、後で気がつく寝小便でいいじゃないかと、こういうやり方なんだ、そういう対応の仕方なんだ。だから、そういう問題が何か出てきたときには出てくるという点からいけば、私は今回も含めて、きちんと議会に対しては報告をし、協議をし、あるいは、内容によっては、計画の内容も変更をしていくことをやっていかないと、今月、発行されている幸田広報の中にもでたらめのことがあるじゃないか、議会は一切無視してどんどんやっている、こういうあなたにじゃない、隣の人だ、そういう問題だということも含めていくな、やっぱり、そういう議会の対応の問題、議会にどう向き合っていくかというのは、今回、この2つの問題からもう明らかだということが出てくるということで、いわゆる防ダムの関係では、県の補助金を得るために何とかやっていかないともらえないじゃないかなとこういうことなんだわ。

だけど、その広域の関係からいけば、言ってみれば、もう前々から言われたやつが、3月29日に、じゃあ、このときに覚書を締結したのか。覚書をもっと早く締結している。このもとに基づいて、3月29日といって、3月29日に決まったのかといたら、もう設置場所も西尾だよと、先ほど申し上げたように綱引きがあつて、結果的には合併しちゃったものでそっちに持っていかばいいじゃないかと、合併して旧西尾市内だったら問題があるけれどもということの中のそこら辺が合作かどうかはともかく、いずれにしてもその方向で決着をついたという形の中で、あと、どういう負担割合をするかという点でもめたというのは、それは、わからないですよ、人口比だと言いながら、岡崎のへ理屈、は理屈に負け込んで、とんでもない人口比率で幸田町が負担をしょい込んだのが大須賀町長。

だけど、今、あなたが今言われた人口が51万、幸田町が7%、それは人口比でいいじゃないか、だから、そういうことでもめてしまって、もめちゃってこういう形でおくれましたよというなら、それはまた理屈であほではないけれども、そうじゃないわけなんだ。それだけの関係も含めて、どういうところでどういう規模をもってどれだけの人

口比の中でやっていくか、全体計画をやってなければ場所が決まらないし、施設の概要もない、そんな中で、絵を描けと言ったら書きようがない。

だから、そうして点からいくと、あなた方の対応の問題から言ったら、当初予算でなぜ見過ごしてきたのかということなんです。私が申し上げたいのは、そこなんです。なぜ、当初予算に見込めなかったのかという点が、私は、解明されるべき内容だろうなというふうに思うわけですがいかがですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 私たちが見過ごしたというわけではないですが、もともとは、岡崎、西尾、幸田で、広域で2つの処理場ということで、今、中央クリーンセンターも稼働しておりますので、もう一個はやっぱり地理的バランスということも考慮してということで、平成26年には覚書で締結したわけなのですが、そこで、バランスをいろいろ考える上で、現有施設でやれるかどうかというところに落ちつくのにいろいろありまして、3月29日になったということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よろしくお願ひしますと言われて、あかんから聞いているわけなんだ。あかんから聞いているのによろしくなんていう、それじゃあ、覚書は何のためにやっていたのだ。締結したのはいつですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 平成26年11月11日でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もう2年とは言いませんが、1年半はゆうに過ぎている、そういうときに、あなたが言われるように、覚書を締結する、先ほどの質問の中でも覚書の内容については、大ざっぱにしても、内容的には大体整ってきているというものが、ここまで引っ張られてきた要因は何かといえ、もうそれは覚書の段階で綱引きは終わりましたと、岡崎が勝って西尾がこんなものは、こういう中で出てきたやつが、なぜ、1年半余りたって、我が町でいけば補正予算の対応なのか、西尾市や岡崎市は当初予算だな違うか。

だから、そういう点からいくと、3月29日というその合意があったからと、こういう合意が大前提だったよと、だけれども、その前提は、先ほど申し上げた平成26年11月11日に覚書があり、その覚書の具体的な内容も含めて、それをいよいよ具体化していくという点からいけば、私は当初予算の対応というのは、当たり前なんです。それが、なぜできなかったのかというのは、私は、今の町政そのものが機能不全を起こしているのではないかと、こういう懸念を持つわけであります。

そうした点を含めて、再度、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 幸田町だけが補正予算ではございません。岡崎市も西尾市も6月補正で一緒にこれをお願いして、7月からこの業務が発注できるように準備をしていくものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第４１号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第４２号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上、第４２号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑の終結をいたします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま、一括議題となっております第３４号議案から、第４２号議案までの９件は、会議規則第３９条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を、来る６月１７日までに取りまとめ、６月２０日の本会議で報告をお願いいたします。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりでありますから、よろしくお願いをいたします。

ここで、日程変更について、お諮りをいたします。

お手元に配付の会期日程は、あす６月９日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了いたしました。

よって、あす、６月９日の本会議は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、６月９日の本会議は休会とすることに決定をいたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて、散会といたします。大変御苦労さまでした。

散会 午後 ３時４７分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 8 年 6 月 8 日

議 長

議 員

議 員